実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止 別添1添付資料 24〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
添付資料 3.4	添付資料 <u>4.1</u>	添付資料 2.4	
審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	審査ガイドとの整合性 (耐津波設計方針)	審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	
 (1) 確認	加速放設計力針		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
2. 基本分析 (1) 本格之的 (1) 本人が (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2. 基本方針の概要 2. 基本方針の概要 4. ではあるが発生するでは、基準達している。 5. を受力を確認されがある特徴(基準準数)に対して、その数字 4. の変を積を有するをできること。1である。この基本方針に関して、以下の要求等項に対立した設計 2. の第本方針に関して、以下の要求を与することを確認する。 3. の発本方針に関して、以下の要求等項に対心した設計 4. 可要な安全機能を有する施設の設置された敷地に 6. の発本方針に関して、以下の要求等項に対応した設計 2. の基本方針に関して、以下の要求等項に対心した設計 2. の基本方針に関して、以下の要求等項に対応した設計 2. の基本方針に関して、以下の要求等項に対応した設計 2. の基本方針に関心、は要なを無能を有する施設の設置された敷地 2. の本を方がに関係。 対象の表別を設定を表しまる。2 立、以下の。2 立、、以下端、対象的 2. は本がによる型を機能への影響的は 2. 2 本がには、の影響を防止する。2 立、既未断、放水路等の 2. 2 本がに設め、単下部において、重要な安全機 2. 3 本がには、20 を発生のの影響的は 2. 3 本がに認めを関して、重要な安全機 2. 3 本がは随めを配して、重要な安全機 2. 3 本がは適めを配して、重要な安全機 2. 3 本がは適めを配して、重要な安全機 2. 3 本がは適めを正して、2 要要な会機能を有する施設を行うを認定なら 2. 3 本がは適かを重して、2 を表別を 3. 3 本数は適かのを重して、1 12 2 対象のはの 14 に 2 が 2 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が 5 が		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
正常なの報酬を及び国用地区のドイドにお客様が対す。 こまたの解析を取りました。 本格においます。 本格においます。 本格においます。 ないました。 ないました。 をいました。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	基準推進及び原井波設計方針に係る審査ガイド 業準第二条電所 順井波設設計方針との適合状況 から隔離すること。 (4) 本位布下による安全機能への影響的に 大位衛下による安全機能への影響的に 大位衛門による安全機能への影響を作っては、神域の自動の形象を発生であっては、神域の (3) 本位 (1) 上であるのである (1) については、神域の自動の形態等等中級対象の経済を影響を持続がある。 (3) については、神域の自動の形態等を発化するものである。 (3) については、神域の自動の形態等を発化するものである。 たお、(3) は、設計を超える年級(神波が防御場を超え数値に消入する (4) は、政計を超える年級(神波が防御場を超え数値に消入する (5) にないては、戦性への現場を防止するものである。 たお、(3) は、設計を超える年級(神波が防御場を超え数値に消入する (4) は、設計を超える年級(神波が防御場を超え数値に消入する (5) たおいては、戦性への見つもある。 (5) にないには、戦性への関係を対しするためである。 (5) にないには、戦性への関係を対しまるためのである。 なお、(3) は、設計を超える本、投び設備の構造上、潜水」と位数 イギスを関係のの影響を (1) によいないまりに対して、対域を増上によるに対して、対して、関係のの影響を (1) にないまりに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	1.	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
### 1995 (1995 1995		第2000年12日	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
2.2 安全資金機能(MESCH) 特別にある数とリード (1.2 文金資金機能) (1.2 大名・資金機能) (1.2 大名・英雄の (1	基準年渡及び創建製設計方針に係る権金ガイド 2.2 安全着水範囲及び事件に 説展計可に係る役立権をはおいては、基本設計段階にお ける蓄走として、主に、基本事項、律波防護力針の妥当性 について機能することとする。建設に対する設計方針に係る を対すた範囲を表上に示す。 それぞれの種間を表上に示す。 それぞれの種間を表上に示す。 (5.項) (2.1 年後的第一人の事を内容は以下のとおりである。 (3. 年後の第一人の事を内容は以下のとおりである。 (3. 年後の第一人の事を内容は以下のとおりである。 (4. 年度の設計方針に係る。 (5. 年度の設計方針。	(

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
Available Avai	3. 基本事項 3. 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.		

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.	12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
等数地及び数地周辺の 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等について、敷地及 び周辺の図面等により、以下を示している。 (1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在 相構の辺別原子力発電所の砂地は、新潟県の相端市及び刈羽村の海岸 治いに位置する。敷地の地形は1年本海に面したなだらかな丘陵地であ り、その形状は、71齢を実極とし、背面境界の酸線が北東一南西の直 線状を呈した、海岸線と平行した13月半楕円形であり、中央に位置す る造成地が北・東・南の三方を標高 20~60m 前後の丘陵に囲まれる形 で日本海に臨んでいる。 整地周辺の地形は、敷地の北側及び東側は寺泊・西山丘陵は日本海 に面した標高 150m 程度の立たらかな丘陵、中央丘屋は近北東一南南西 方向に連結子を構高の極度の丘陵であり、また、柏崎平野は、鯖石 川、別山川等により形成されて高北、東西 4mm~km の沖積平 町であり、平野西側の海岸部には荒涼砂丘が分布している。 敷地付近の河川としては、上記の別山川が敷地背面の柏崎平野を北東 から衛西に流れ、また、敷地角電約 5km で鯖石川が別山川と台流して日 本海に注いている。なお、敷地内に流入する河川は存在しない。 【重大事故等対処施設について】 「電大事故等対処施設について】	等 (2)敷地における施設の位置、形状等 (1)6 号及び7 号炉の設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する 建展及び区画としては原子炉建區、タービン建屋、コントロール種	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 3mの海水ボンブ室からT.P. + 8mの原子が発展にかけて非常用海水系配宿を設置する。非常用取水設備として、 取水路、 取水ビット及び海水ボンブ雪から 構成される取水構造物を設置する。 非常用取水設備 女一ト並びに構内排水路に対して逆流防止設備を 一下並びに構内排水路に対して逆流防止設備を 一下 がびに構内排水路に対して逆流防止設備を 一下 がびに構内排水路に対して逆流防止設備を 一下 が、 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	適合のための対応状況 適合のための確認事項 適合のための確認事項 ②数性及び整地周辺の地形、構造の局所的な変化 ③数性及び整地周辺の地形、構造の局所的な変化 がによる理上数の数性への回り込みの可能性を検 わしている。 なお、河川・流路等の変化による選上後の数地へ の回り込みについては、数値所とは発達しるの間のなるについては、数値所とは精高150m 程度の 山地で解析とかったが、20m 20m 20m 20m 20m 20m 20m 20m 20m 20m	備考
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等態 区面等に基づき、以下を把握する。 (1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在	(2) 敷地における施設(以下,例示)の位置,形状等① 耐震Sクラスの設備を内包する建屋	単津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	生業準兼及及び耐達放設計力針に係 電査力イドの確認内容 られるか。 (3) 参地及び敷地周辺の地形、標高の局所 並びに同川、水路等が海波の遡上・流下が を与え、遡上波の敷地への回り込みの可 られるか。	
3.1 敷地及び敷地周辺における地形) 図面等に基づき、以下を把握する。(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高。		京		

自崎刈羽原子力発電所 6 ∕ 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
屋及び廃棄物処理建島があり、いずれも「M.S.L.+12mの大湊側敷地に設置されている。 ② 設計 基準対象施設の洋波防護対象設備の居外設備としては同じ 「M.S.L.+12mの大湊側敷地に燃料設備の一部(雇油タンク及び燃料を送ボンブ ※)が、また。他に非常用取水設備が各身の取水口からタービン建屋までの間に敷設されている。なお、6号及び7号がでは、その他の海水ボンブである原東水ボンブ、9ーピン補機合却海水ボンブとともにタービン建屋海水熱交換器区域の地下に設置されている。 ※ 然料ディアンは、その他の海水ボンブである原東水ボンブ、9ーピン補機合却海水ボンブとともにタービン建屋海水熱交換器区域の地下に設置されている。 ※ 然料ディアンともにタービン建屋海水熱交換器区域の地下に設置されている。 ※ 数料ディケン、燃料フィルタ等のその他の燃料設備は原子炉建屋海水ボンブは、その他の海水がである所環水ボンブ、9ーピンイ構機合却海水ボンブとともにタービン建屋海水熱交換器区域地下の維修政を表示ないる。 ② 非常用取水設備として、5号及び7号がの取水口前面に海水貯留室を連接防御を表施する。 ④ 浸水防止が倒して、5分といて等の形式が開発を表施する。 ④ 浸水防止が倒した、9ービン社を高中の区間が表表がのでは一部を設置する。 ⑤ 手が非な側を表面する。 ⑤ 手が手が倒れたを原に、チービン生を向つ区を設置する。 ⑥ 身及び7号がの補機取水槽(上部床面高を上では、1.8.L.+7mの護岸部に、6号及び7号がの補機取水槽(上部床面高を上では、1.8.L.+3mの護岸部に、6号及び7号がの強物・精築物としては、1.8.L.+3mの護岸部に、6号及び7号がの強物・精築物としては、1.8.L.+3mの護岸部に、6号及び7号が通数の建物・精築物としては、1.8.L.+3mの護岸部に、6号表がには、1.8.L.+3mの護岸部に、6号表がには変計を単数の建物・精築物としては、1.8.L.+3mの護岸部に、6号表が高度が上がの建物・精築物としては、1.8.L.+3mの護岸部に、6号表がに、1.8.L.+3mの護岸部	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 ンプ室床ドレン排出口に対して逆止弁を設置する。 さらに、防潮堤及び防潮扉の地下部の質通部、海水 ポンプ室の貫通部並びにタービン建屋及び非常用 海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋度等 地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。 6. 津波監視設備として、原子炉建屋屋上下的約十 64m、防潮堤上部T.P.約+18m及び防潮堤上部約十 20mに津波・構内監視カメラ, T.P.約+3mの敷地の取 水ピット上版に取水ピット水位計並びに取水路内 の高さT.P.約 - 5mの敷地に確水電解装置建置。 としては, T.P.+3mの敷地に確水電解装置建置。 シテナンスセンター、燃料輸送本部等があり, T.P. +8mの敷地には廃棄物理設施設(第二種廃棄物理設 事業計可申請中),固体廃棄物保管庫等がある。また 海岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂林があ る。 る。 もの数地には極速物田立港区、南方約4kmに茨城港 常陸那回港区がある。また,北方約4.5kmに及整漁港 がある。	適合のための確認事項 (論点7) 入力達接の設定プロセス及び結果の妥当性 (論点7) 人力達接の設定プロセス及び結果の妥当性 人力達数の設定についてのプロセスを網羅的に 整理し、不確かさの考慮及び入力達成の設定結果の 基準準度による郷上の扱い(編点2) 基準準度による郷上でが設計基準対象施設の設 最された敷地に到達,流入することを防止するた め,防炭壁端の地口を軟化ている。 このため,防炭壁端形の地口を軟化ている。 このため、防炭壁端形の地口を軟化ている。 このため、防炭壁端の地口を軟化でいる。 ボルカる。	
屋及び廃棄物処理建屋があり 地に設置されている。 ② 設計 基準対象施設の津波店 T. M. S. L. +12m の大湊回数 料移送ボンブ ※) が、また。 からダービン建居までの間 が、またがあった。 が、またがあった。 が、またがあった。 が、またがある。 ※然料子イタング、燃料フ 屋内に設置されている。 ※然料子イタンク、燃料フ 屋内に設置されている。 ※料理の表設備として6号 神波防護施設(非常用取水設備として6号) 神波防護施設(非常用取水設備として6号) 神波防護施設(非常用取水設備として6号) 神波防症を取っている。 ③ 非常用取水設備として6号) 神波防止設備として、ダー/4 の長水防止設備として、ダー/4 部及び他の建屋との境界部に 部及び他の建屋との境界部に 部及びもの箱機取水槽間止 部及びもの箱機取水槽 相水位計を設置する。 ⑤ 7号が非交階のイン、イン、 を確設を確ける。 ⑥ 7号が非交階のイン、インで 有限設備に設計基準対象施設、 「個大事故等対処施設について」 を開設備に設計基準対象施設。 「個大事故等対処施設について」 を開設備に設計基準対象施設。 「個大事故等対処施数、「様	東海第二発電所 耐津波設計 ンプ室床ドレン排出口に対 さらに、防潮堤及び防潮犀の ボンプ室の貫通部並びにタ 海水系配管カルバートと 地下路の貫通部に対して止入 64m、防潮堤上部T.P.約+1 20mに津波・構内監視カメラ、 水ピット上版に取水ピット の高さT.P.約-5mの位置に消 の 敷地内の遡上域(防潮堤) としては、T.P.+3mの敷地に ンテナンスセンター、燃料車 +8mの敷地には廃棄物理設計 事業許可申請中)。固体廃棄 海岸側(東側)を除く防潮場 る。 (3) 敷地周辺の人工構造物の位間 は北方約38mに茨城港日立港 がある。また、 がある。また、 がある。また、 がある。また、 がある。また、	適合のための対応状況 現体的には、以下のとおり検討し、評価を行う。 ・地震に配ける変化による地のは、新価を行う。 ・地震に配ける変化による地面、地域による地のである。 ・地震に配ける変化による地面、地域による地のでは、一地震に配ける変化による地面、地域による地のが関連を発展して多数では、大きな地の変化、が、一体のの対象性で対して、重要施設のつていることが、地域側に対して関連となっていることが対象性(地域)に終り付き、これらの地口が非常のでで、一部が一体の変化が、大きない、上ものは一般を一の一体に対しては、数地から解が対し、回復施設のつていることは、数地から解が対し、回復施設のの位置に任何が存在するが、発電を住の確保について、この状況から選上波を関係し、主義の主義の回復に対しては、数地から解が対し、回復を開発して対しては、数地から解が対し、国産施設の回復に対しては、数地から解が対し、国産施設の一体で生しては、数地から解析が第10年度の山地で隔にられている。この状況から選上波が終地へ到達の同様に低くが対が、としては、第10年の数値の可能性に低る検討に対して、当時を翻訳がある、一の状態を翻訳がある、への状態を翻訳がある。大が、数値とミュレーションの条件に加えて、地域とミュレーションのの影響を確認するため、数値とミュレーションのの影響を確認するため、数値とミュレーションのの影響を確認するため、数値とミュレーションのの影響を確認するため、数値とミュレーションのの影響を確認するため、数値とミュレーションの	
② 耐震 S クラスの屋外設備 ③ 津波防護施設 (防潮堤, 防潮壁等) ・ 浸水防止設備 (水密原等) ※ ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの の 敷地内 (防潮堤の外側) の遡上域の建物・構築物等 (一般建物, 鉄塔, タンク等)	設計方針に係る審査ガイド の (以下は例示である。)の位置 の (以下は例示である。)の位置 れた船舶等) 物等 (一般建物、鉄塔、タンク等)	基準維度及び耐速度限力が付に係る ・	
 (3) 津波防護施設(防 (5) 津波防護施設(防 (6) 東北設計段階(水 ※ 基本設計段階(海 (6) 東地内(防潮堤の(内潮堤の(内)線) 	基準津波及び耐津波設計 基準連接及び耐津波設計 形状等 ① 港湾施設 (サイト内及び ②河川堤防、海岸線の防波 ③海上設置物 (係留された 山遡上域の建物・構築物等	設置許可基準規則/解釈, 基準律及び衝換波器計方針に係る 審生ガイドの要求申項等】 (書波ガイド:規制基準における要求申項等) 3.2.2 地議・強权による地形等の変化に係る評価 経路に及ぼす解析が考えられる場合は、敷地への選上 経路に及ぼすの変化による地形。河川流路の変化 ・繰り返し農来する達状による地形。河川流路の変化 ・繰り返し農来する非族による地形。河川流路の変化 形、河川流路の変化	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 機能別切り人工構造物 (3) 下に対すてきる。 (3) の(2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(係る審査ガイド 3.2 基準推放による軟地間辺の選上・浸水域 3.2 1 繁地間辺の選上・浸水域の評価 3.2 1 繁地間辺の選上・浸水域の評価 (国家実事項等への対応方針) (国家実事項等への対応方針) (国家実事項等への対応方針) (国家産業を含動製地への選上の可能性を検討する。 (国の自り込みを含め敷地への選上の可能性を検討する。 (国の自り込みを含め敷地への選上の可能性を検討する。 (国の自り返みを含め敷地への選上の可能性を検討する。 (国をおりて敷地間辺の地形とその標高 (権能が設別 (企業的とおり。) (権能が設別 (企業的とよりとした。) (日) 上記の検討方針について、選上解析の手法、データ及び条件を以下のとおり。) (日) 上記の検討方針について、選上解析の手法、データ及び条件を以下のとおり。) (国 上部の検討方針について、選上解析の手法、データ及び条件を以下のとおり。) (国 上部の設計方針について、選上解析の手法、データ及び条件を以下のとおり。) (国 上部の設計方針について、選上解析の方のでは、選上解析上、数等を及 (国 上部の設計方針について、 選上解析にあたっては、選上解析上、 (国 数地沿岸域及び海底地形は、一般財団法人 日本本路協会 (2008~2011), 一条財団法人 日本本路協会 (2008~2011), 一条財団法人 日本本路協会 (2008~2011), 一条財団法人 日本本路協会 (2008~2011), (国 発展所所の問には地形的な高まりが認められることから、敷地への選上、伝播経路の状態に応じた解析の選上の調上のはに対して、選上、伝播経路の状態に応じたといる (国 経生の選上・伝播の効果とない、 (国 経験全が原上ない。) (国 経典・の選上・伝播の効果に対して、選上、伝播経路の状態に応じた (国 経典・の選上・代権の効果にない。) (国 経典・の選上・代権を効別に対して、選上、伝播経路の状態に応じた (国 経典・の選上・代権の効果によい。) (国 経典・の といる (国 上の対象をよった を作成する) (国 上のの選上が上の対象をよった 解析条件を適切に設定し、選上域エデルを指成する) (国 中の対しによいが、 (国 上の対象をよった 解析条件を適切に設定し、選上域エデルとはよった。) (国 上のいる (国 上のが対象をよった) 解析条件を適切に設定し、選上域エデルとなに成する。) (日 上のが対したがよいが、 (国 上のが対象とよった) (日 上のが対しまのが、 (国 上のが対して、 (国 上の対象とが (日 上の 上のが) (国 上のが対しましが) (国 上のが対しましが) (国 上のが対しましが) (国 上のが対しましが) (国 上のが対しましが対しましが対しましが対しましが対しましが対しましが対しましが対しま		適合のための対応状況 新に基づきだ下量を解定し、基準検索による軟地間 辺の選上・最大板の評価への影響を建設する。 水下量の向付では、形容を開催してそれた地 面に、防波線水側の地下水位を発展水位にそれぞれ 発電に下するからが解析・デルを開び、とは、は下まり 発電に下きが、1 atimar 1 a h (1992)の地線の 相対常に下された。大は、1 a m p x を	
基準律波及び衛津接別が新出来。 3.2 基準律数による敷地園辺の圏上・浸水域 (関題 基準によける要求事項等) 圏上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した圏上解析を実施して、一般地間に単独の確に地形・の場に地形・の場に地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	基準建設及び耐津波設計方針に係る審査ガイド ・陸上の週上・伝播の効果 ・G振程路上の人工構造物 (創建的な)の手法、データ及び条件を確認する。確認のボイントは以下のとおり。 (1)上記の考慮事項に関して、遡上解析(砂移動の評価を含む)の手法、データ及び条件を確認する。確認のボイントは以下のとおり。 (1)敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析に まれているか。 (2)敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上版のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 (3)敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による週上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル (2)防糖路上の過上・伝播といるか。 (3)医性の過上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の大いとか。 (3)医糖器路上の人工構造物について、適上、伝播経路の大いとかが、第上、保持に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。	設置作可能性別が解析 事業がイドの要求事項 事業がイドの要求事項	

奇刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備表
る。その他の津皮伝播経路上の人工構造物については、構造物が存在することで津波の影響棒減効果が生じ、選上衛用を適小に評価する可能性があることから、選上解析上、保守的な評価となるよう対象外とする。 「別添1 II.1.2,1.3(1)] 3)敷地周辺の選上・浸水域の把握に当たって以下のとおりとした。 「敷地周辺の選上・浸水域の把握にあたっては、敷地前面・側面及び数地周辺の洋水の浸水域の落せ致・引き波の津波の選上・流下方向及びそれの遊域について留意する。 「方向及びそれらの速度について留意する。 の発達付近の敷地に地上部から到途、流入する可能性があるが、設計基本対象施設の津皮が設定機を対象で調を対するとが、設計基準対象施した。 が課年付近の敷地に地上部から到途、流入する可能性があるが、設計工業が増しば出上部から到途、流入する可能性はあるが、設計工業対象施設の津波に強し活から到途、流入する可能性はない。 みを考慮する。 みを考慮する。 【別添1 II.1.3 (1), 2.2(1), 2.5(2)]	役計方針との適合状況 目からの敷地への遡上波に影 について、遡上・伝播経路 デル、解析条件が適切に設定 では成する。 き物について、図面を基に遡 はも、建成防護施設を考慮 れた遡上域のモデルを作成 なの把握に当たって以下のと なの把握に当たって以下のと 大体のに正対した。また、敷地 でいて留意する。また、敷地 大方向に正対した面におけ 及こいて留意する。また、敷地 大方向に正対した面におけ たっいて留意する。 ようき波の帯波の遡上・流下 たっいて留意する。 ようになりを があるにおけた面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ が方向に正対した面におけ	適合のための確認事項 (編点7) (A力準故の設定についてのプロセスを顕確的に數 理し、不確かさの考慮及び入力準裁の設定結果の妥 当性を確認する必要がある。	
がでる確認の 並びにそれ 魔の寄せ波・ 留意されて にび辞波防護 ちさの分布を たが考えられ し回り込みの	東海第二発電所 耐津波設 のため, 久慈川及び新川江 響することはない。 の状態に応じた解析モデッされた遡上城のモデルを付 された遡上城のモデルを構造 たれた遡上域のモデルを構造 に	議合のための対応状況 基準準度の波響からの数値ンミュレーションに より、各施設、設備等の設置化置において、海水面 からの水低変動を抑制医療形で設定すること。 等等の時に、海中板の随電やにおけ 建する。 清政的機能設及び浸水防止設備の設計に用いる 清水防度を設定した。 清水防度を設定します。 清水防度を変化での表しいて、紫地板のたの周辺の選上 を水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
されているか。 辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮 下は以下のとおり。 而・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度別 時変化が把握されているか。また、敷地周 の溶液の遡上・流下方向及びそれらの速度。 面又は津波浸入方向に正対した面におけ ついて、その標高の分布と施設前面の溶影 ・遡上波が敷地に地上部から到達・流入す の遡上・流下方向に影響を与え、遡上波の が考えられるか。	(設計方針に係る審査ガイド 水域の把握に当たっての考慮事項 ントは以下のとおり。 の整時変化が把握されているか。 3の経時変化が把握されているか。 3本域の寄せ波・引き波の津波の邇 2れ域の寄せ波・引き波の津波の邇 2れちの速度について留意されて 2人方向に正対した面における敷 2度について、その標高の分布と施 上高さの分布を比較し、遡上波が 到達・流入する可能性が考えられ り地形、標高の局所的な変化、並び	基準律波及び耐達波設計方針に係る 審室ガイドの確認内容 事室ガイドの確認内容 動量を表示していること。なお、網位変動等については、入力律波の設定に当たっては、入力律波が存施 するものとする。 (3) 入力構変の設定に当たっては、入力構造が存施 数・設備の設定に当たっては、入力構造が存施 数・設備の設定に当たっては、入力構造が存施 数・設備の設定に当たっては、入力構造が存施 数・設備の設定に当たっては、入力構造が存施 数・設備の設定に当たっては、入力構造が存施 数・設備の設定に当たっては、次力構造が存施 数・設備の選定に当たっては、次力構造が存施 数・設備の選定に当たっては、次力構造が存施 数・対域が出行の違いでは、対力を指している 5場合、例えば敷化前面の筋構造、機能損 類力、得力等)が安全側に評価されることを確認する。 は、対数なとして設定していることを確認する。	
(2) 数 表 注 (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	基準律波及び耐津波設計 か。 た対する確認のポイントト ①数地前面・側面及び敷地 速度、並びにそれらの経 また、敷地周辺の浸水域。 上・流下方向及びそれら いるか。 ②数地前面又は津波浸入力 地及び津波防護施設につ 数地面の津波の遡上高さ 数地に地上部から到達・ るか。 ③数地及び敷地周辺の地形	(3) 人力消液の設定 事業力イドの要求事項 解解判別。 事業力イドの要求事項 事業力イドの要求事項 多 条条 第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれ がないものでなければならない」を満たすために、 基準機能に対する設計基準対象施設の設計に当た 一へ回(4部) 五 津波防嚢維護及び浸水器が等を考慮して、それぞれ がの信頼特性及び浸水器が等を考慮して、それぞれ がの信頼特性及び浸水器が等を考慮して、それぞれ がの信頼特性及び浸水器が等を考慮して、それぞれ の施設に対して非変防環機能及及火防止機能が保持で さること。また、津放監視設備については、入力津 次に対して非変防療機能及及火防止機能が保持で (2 また、海放底形とすると。、 (2 また、海放底形とすること。、をのた の、以下の方針によること。 (2 もか、以下の方針によると。 (2 もか、以下の方針によると。 (2 また、海波によりるとのは、 (2 また、海波によりるとのは、 (2 また、海波によりるとのは、 (2 また、海波によりる (2 また、海波によりる (3 大力津放の設定 (4 を) (5 を) (6 を) (6 を) (6 を) (6 を) (6 を) (6 を) (6 を) (6 を) (7 か) (7 か) (8 が) (8 が) (8 が) (8 が) (8 を) (8 を)	

The property of the property	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	相応刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 多2.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 数2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 次に示す可能性があるかについて検討し、可能性がある場合は、敷地 への選上経路に及ぼす影響を検討する。 ・地震に起因する変状による地場・通用による地形等の変化について、以 下を考慮し、解析結果を踏まえ選上経路に及ぼす影響を検討した。 ・基準地震動 Ss による健全性が確認された構造物ではない発電所的 数堤及び落浜側防潮堤について、それらの損傷を想定し、それらが ない状態の地形。 ・海電所線の中央に位置する中央土港場及び採売側防潮堤内敷地 の周辺斜面について、基準地震動 Ss による 社下を想定し、保守的に設定した光下量 2m を反映した地形 ・発電所能の中央に位置する中央土港場及が採売側防潮堤内敷地 の周辺斜面について、基準地震動 Ss による された敷地への選上はなく、以上の地形変化については敷地の遡上 経路に影響を及ぼすものではないことを確認した 「別添1 II.1.3(2)] (2) 敷地周辺に津波の選上・流下方向に影響を与える可能性のある河川、 本路等は存在しない。 [別添1 II.1.3(2)] (3)(1)にて記載。	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	基等的性数文字目標型型上分析に振る 事業立才 下の第四分音 (4) 素解性数なアンが単位の設定に当たっては、神 (5) 業別数数を大力体型の設定に当たっては、神 (6) 業別数数を大力体型の設定に当たっては、神 (7) 業体との条件の場面の設定を表している。 (2) を表面がしている。としている。との数を (2) では、以下の所のように発出しましている。 (2) を表面がしている。としている。との数を (2) の研究がなるを (2) の研究がなるを (2) の研究がなるを (2) の研究がなるを (3) の研究なるを (4) を表面がある。 (4) を表面があるを (4) を表面があるを (5) の研究なるを (4) を表面があるを (5) の研究なるを (6) の表面に対象なるを (6) の表面に対象を (6) の	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉 備考
イド 精齢が別発電所 6 号及び7 号炉 耐津波設計方針との適合状況 8s による被害也定 を確認する。 を確認する。 (4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、 データ及び条件並びに評価結果を確認する。 [別添 1 II.1.3 (2)]	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 (2) 敷地の北方約 2km の位階に久慈川, 南方約 3km の位置に新川が存在する。久慈川流域の標高が T. P. + 5m 以下であるのに対して敷地北方の標高は T. P. 約 + 10m である。また, 新川流域(海岸沿い)及び敷地南方の標高はともに T. P. 約 + 10m とかっている。このため, 久慈川及び新川から, 敷地への遡上波に影響をすることはない。 3 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては, 基準地震動 S s に伴う地形変化, 標高変化が生じる可能性は僅かであるが, 津波遡上解析への影響を確認するため, 解析条件として沈下なしの条件に加えて, 地盤面を大きく沈下させた条件については, 基準地震動による。また, 敷地内外の人工構造物として, 発電所の港湾施設である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港高設である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港高級である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港高級である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港高級である防波堤並がに茨城港日立港区及び茨城港高級である防波堤が一ついて、基準地震動による形状変化が単波の遡上に影響を及ぼす可能性があることから, その有無を遡上解析の条件として、地盤面を大きく沈下させた条件について考慮する。	適合のための対応状況 適合のための対応状況 関係に認められる他があることから、入力事故の 放送に当たっては、保守的な評価となるよう当該他 成記記は る数とかが定今・申に同梱出点、値影響中 又は防険側)の入力権統領さとして設定している。
基準維改及び配待改設計予が11に係る審査ガイド 標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 Ss による被害想定 を基に遡上解析の初期条件として設定していることを確認する。 (4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、 データ及び条件並びに評価結果を確認する。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド段の留意が必要である。 数地周辺の遡上経路上に河川、木路が存在し、地震による河川、木路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達の可能性について確認する。 選上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、基準地震動と s による被害想定を基に遡上解析の初期条件として設定していることを確認する。 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。	設置下可基準規則 / 解釈. 基準被及び衛神後設計が針に係る 審定ガイドの販次事項 審定ガイドの販次事項
	(3)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(係る審査力イド 相応が弱を電所 6 号及び7 号が 前律波設計方針との適合状況 13.3 人力津液の設定 「慶東半項をつめが応方針」 基準準度において算定 「慶東半項等への対応方針」 基準準度の設置と表示していては、「柏峰刈羽原子力発電所における準度評しにおいて算定 かん声波は、基準表の設置があら各施設・設備等の設置において算定を表示しているこ。 「	#に係る審査ガイド 3.3 入力津波の設定 [要求事項等への均応力針] までの海底地形等を考慮 入力津波は、基準津波の波藻から各施設・設備の設置 より時刻歴波形として設 位置において算定される時刻歴波形として設定する。 なお、具体的な入力津波の設置に当たっては、以下の 確認状況に示す。 動の励起を適切に評価し 動の励起を適切に評価し を表示することとし、潮位変動量等については、入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量 を表示することとし、潮位変動量等については、入力津波な設計又は評価に用いる場合に考慮する。 1、入力津波が各施設・設 (2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及 び衝撃力に着目し、各施設・設備において算定された	等立・機能担偽を一下に対 して設立することで、各施設・設備の構造・機能の損 事業が下、活動力、導力等)	備考
基準権波及び福津波及び福津波及3-74年 3.3 人力津波の設定 び選上解析により時刻機能がとして設定して設定していること。 大力津波は、設庫達の設備から治地域主での海底 される庫別職施材として設定していること。 基準律波及の大力津波の設定に当たっては、 海面の関イ振動の助起を適切に評価し考慮 (1) 人力津波は、海水面の基準レベルから と。なお、潮位変動等については、入力津 あものであることを企順に、非故の高 目の訪問組上 防衛照り は、複数の位置 同の訪問組上 防衛照りは、検数の位置 同の訪問組上 防衛照りは、検数の位置 (3) 施設が海岸線の方向において広がりを 面の訪問組上 防衛照に は、複数の位置 所を比較し、当該施設に乗ったなな別 系を比較し、当該施設に乗ったなない。 原を上較し、当該施設に乗ったなない。	方	(1) 数力 (2条 を) (2条 を) (2条 を) (2条 を) (2条 を) (3条 を) (1) (3条 を) (2条 を) (3条 を) (3条 を) (4条 を) (4条 を) (5条 を) (5条 を) (4条 を) (5条 を) (5条 を) (6条 を) (5条 を) (7条 を) (5条 を) (6条 を) (5条 を) (7条 を) (5条 を) (6条 を) (5条 を) (7条 を) (5条 を) (6条 を) (6条 を) (7条 を) (7条 を) (7条 を) (7条 を) (8) (6条 を) (9) (7条 を) (1) (2条 を) (2条 を) (2条 を) (4条 を) (4条 を) (5条 を) (5条 を) (6条 を) (6条 を) (7条 を) (6を)	

地震、て津速 固二波、5及の津広波度 有発形局をび広波ぶのを 接電に所のそぶ防り高超 動所へ的		
64 (3) 律技防護の設計に使用する入力律技は、敷の周辺の遡上域、伝播経路の不確かさ及び施りを考慮して設定するものとする。このためです。これを有していることから、荷重因子である人力されば、設計上考慮している律技高さ、適しない設計とする。 適しない設計とする。 適しない設計とする。 あった 一部	係る 適合のための対応状況 の年極過編率は10°2~10°程度であり、塩水事象と に、独立事 して津波と高潮が重要する可能性は極めて低いと を参えわるものの、高潮・サードについては、ブラ を発電する場 トン語を抑制でを認える再現期間 100 年に対する期	
が安全側に評価されることを確認する。 (3) 施設が海岸線の方向において広がりを有している合 (例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁)は、複数の 音において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該 設に最も大きな影響を与える波形を入力津波とし 設に最大さな影響を与える波形を入力津波とし設 下の例のように評価し考慮していることを確認る。 (4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波に る港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について以下の例のように評価し考慮していることを確認る。 (5) 港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について以下の例のように評価し考慮していることを確認る。 (5) 市的変化を分析することにより、港湾内の局所的 時的変化を分析することにより、港湾内の局所的 規象として生じているか、生じている場合、その国振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期 把握する。 (2) 局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくっている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設に敷地の潮位計等)との位置関係を把握する。(設定を関の移動等の対応を検討)		
安全側に評価されることを確認する。 価する。	施設が海岸線の方向において広がりを有している場 (3) 神波防護の設計に使用する人式合 (例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁)は、複数の位 の周辺の遡上城, 伝播経路の不確置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施 りを考慮して設定するものとする設に最も大きな影響を与える波形を入力消波としてを有していることから, 荷重因子は定していることを確認する。 基準律波及び入力津波の設定に当たっては、津波によ (4) 基準津波による港湾内の局所 お港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、 の励起については、遡上解析による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起については、港湾 は (4) 基準津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の関右を (4) 基準連接によると、有意な差異がも (4) 基準連接によると、有意な差異がも (4) 基準はありの水位分布、速度ベクトル分布の経路は、 (4) 基準準数によるとは、 (4) 基準を対しては、 (4) 基準連接によるとにより、 (4) 建湾内の水位分布、 (4) 基準 (4	確認が海洋線の方向において圧がりを有している場 (3) 神波防傷の設計に使用する入別 (関連はおいて個別で組織した。

的崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
3.4 非接近 (基帝帝敦及び面書政設計方針に係る審定ガイド 第、海波変動 (# 基準律波及び顕神差設計方針に係る	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(3) 養労以及の政国による確保を対すに名の審定ガイド 相応が到金面でもの高の表別 (4) 養労以及の政国による確保を動しついて、以下の倒のように評価し来 (5) 着労以外の政国による確保を動について、以下のとおり評価しを確 電していることを確認する。 実践期間等に (5) 表別を以びの選及により。 (4) 表別を生状な (6) に 1 とは、力量なの高級関因 について指揮する。 (5) 高級関目の発生関数 (7 ・	ガイド 以下の例の (3) 潮汐以外の要因による潮位変動について,以下の例 のように評価しき慮している。 のように評価しき慮している。	本 30 cm 3 cm 3 cm 5 cm 5 cm 5 cm 5 cm 5 cm 5	備考
(3) 瀬冷以外の夏田により 電していることを順 田意の上、高潮発生2 る。 (2) 高瀬要因の発生機歴 の影響因子を考慮し の影響因子を考慮し の影響因子を考慮し による重是順度を検 による重是順度を検 高する場合の高潮の 源となる地震の震測 を考慮することとす。 (3) 世景により陸城の階。 に大る重是順度を検 高する場合の高潮の 源となる地震の震測 を考慮することとす。 (4) 地震により陸城の階。 に大る重是順度を検 高する場合の高潮の 源となる地震の震測 を考慮することとす。 (5) ブレート間地震の活	基準津波及び耐津波設計力針に係る審査 (3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、ように評価しち慮していることを確認す。、観測期間等に留意の上、高潮発生状・風等の高潮要因の溶生履歴及びその状況、並しける打線の方向等の影響因子を考慮して生可能性とその程度(ハザード)につい、③津波ハザード評価結果を踏まえた上で、しての津波と高潮の重畳を考慮す考慮の可不、建波と高潮の重畳を考慮であり、下の側のように地殻変動量を考慮して価を実施していることを確認する。 (1) 地震により陸域の隆起または沈降が想定。以下の例のように地殻変動量を考慮して価を実施していることを確認する。 (1) 也機により陸域の隆起または沈降が想定。	10 10 10 10 10 10 10 10	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	備
柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 ③ 入力津波の波源モデルから算定される地殼変動量は、発電所敷地において、0.21m から 0.29m の沈降量が想定されるため、上昇側の水化変動に対して安全評価を実施する際には、0.21m から 0.29m の沈降量が表には、0.21m から 0.29m の沈降量が表には、0.21m から 0.29m の沈降量が表については発生しない結果となっている。 無を表慮する。なお、降起については発生しない発酵、評価を行う際には、随起量を考慮して下降側水位を設定する。また、上昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、降起しないものと仮定する。 5 原には、沈降量を考慮して下降側水位を設定する。また、上昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、強起しないものと仮定する。 6 重地地震動所は降の場合、上昇側の水位変動に対しては設計、評価を行う際は、強性しないものと仮定する。 6 重地地震動産の場合、上昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、流降しないものと仮定する。 6 重土地理院発表の最新の地殻変動を参照すると、2011年東北地方太平洋沖地震後の余効変動は、東西を行う際は、沈降しないものと仮定する。 9 中間の変位量は数ミリ単位で落ち着いてきており、津波に対する安全性評価への影響はない。 6 国土地理院発表の最新の地殻変がは、東日本の広い範囲で雑誌しているものの、一年間の変位量は数ミリ単位で落ち着ができており、津波に対する安全性評価への影響はない。 1 1.5(4) 1 1.5(4) 1 1 1.5(4) 1 1 1.5(4) 1 1 1.5(4) 1 1 1.5(4) 1 1 1.5(4) 1 1 1.5(4) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	遊設計方針との適合状況 ある日本海溝におけるプレー る地震において生じる地殻炎 では、2011年東北地方太平洋沖地 でか、2011年東北地方太平洋沖地 でか、1011年東北地方太平洋沖地 でか、1011年東北地方太平洋沖地 される地震炎動量としては、 ある日本海溝におけるプレー される地震炎動に対して の場合は、下降側の水位変動に対している地殻変 の場合は、下降側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対し ないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対して ある。1年本海溝におけるプレー でないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対して がないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対して がないものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対して まないて考慮する。2011年東北地の水位変動に対して のものとする。 のものとする。 の場合は、上昇側の水位変動に対して がないものとする。 のものとする。 の場とは、上昇側の水位変動に対して がないものとする。 のものとする。 のものとは、下降側の水位変動に対して がある。 はないて考慮する。 がある。 ないものとする。 のものとする。 のものとは、上昇側の水位変動に対して がある。 はないためるのを を ないためのを を なるを がある。 なるを なるを がある。 なるを なるを がる。 なるを なるを なるを なるを がる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 な	
(3) 人力津波の波源モデルから算定差 おいて、0.21mから 0.29mの沈原 た変動に対して安全評価を実施す 原を考慮する。 なお、路起につい (4) 地殻変動の隆起または沈降につい (5) 地殻変動が隆起の場合、下降側 う際には、路起量を考慮して下 の水位変動に対して設計、評価 する。 (6) 基準地震動評価における震源モラ 動について、津波に対する安全性 向の水位変動に対して設計、評価 がよう。 (6) 国土地理院発表の最新の地殻変態 が洋・地震後の余効変動は、東目 がディーの。 (6) 一年間の変位量は数ミリ単位 の、一年間の変位量は数ミリ単位 の、一年間の変位量は数ミリ単位 する安全性評価への影響はない。	東海第二条電所 耐津波設計方針と	
 基準療養的保は、入力津接の設備モデルから適切に算定し設定すること。 (4) 地殻変動が隔起又は花森によって、以下の何のように考慮の考え方が異なることに留意が必要である。 (5) 地殻変動が隔起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価(以下「安全評価」という。) する際には、対象物の高さに発展が必要である。 (6) 地殻変動が活路と対した後で、下降側が低火と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価十る際には、対象物の高さにと上昇側が水位を直接比較する。また、上昇側が水位を直接比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから起降量を引算した後で、上昇側評価水位と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから起降量を引算した後で、上昇側評価水位と投資しないとのと仮定して、対象物の高さから社路量を引算した後で、上昇側評価水位を直接比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから社路量を引力した後で、上昇側評価がなき動には、大路にないても、非数になする安全性評価への影響を検討する。 (6) 広域的な冷波変動が構練中である場合は、その傾向を把握し、津抜に対する安全性評価への影響を検討する。 (6) 広域的な冷波変動が構練中である場合は、その傾向を把握し、津抜に対する安全性評価への影響を検討する。 	基準作業後及び創業後級計方針に係る審集をガイド する。この自動機が指揮を行いる場合(循係トライ 部序部に見られる活着単度にの地震変動がは、同所 (6) 地震変動が確認しまる影響を検討する。 (6) 市域の参加が確認しまる影響を検討する。 (6) 市域の参加が確認しまる影響を検討する。 (6) 市域の参加が確認しまる影響を検討する。 (6) 市域の参加が確認しまる影響を検討する。 (6) 中域の場合、下降側の本化変動に対して ないたのとなりを催して、対象物の高等に開放を引力 た次で、下降側が高を化とに使する。また、上原側 が大り、で、下降側が高を化とに関する。また、上原側 が大り、下降側の本化変動が高や上原側が を引導した後で、上原側が個かとに対する。また、上原側 を引動したがものと変響を消傷(以下「安全評価」とい でな主題を表現して、対象物の高等と下層を引動 とがためのと放在して、対象物の高等と下層を は、成権したいものと変がにして、対象物の高さと下層 を引動したがものと変がにして、対象物の高等と下層 を制動には、ないものと変がには、大力を表現を に、成果にないます。と呼ばにして、対象物の高さと下層 を制力によるでいます。 (6) 本のの地にないます。 (6) 本の地には、ための地にないます。 (6) 本の地にないます。 (6) 本のはないます。 (6) 本のはないまする。 (6) 本のはないます。 (6) 本のはないまする。 (6) 本のはないまする。 (6) 本のはないまする。 (6) 本のはないまする。 (6) 本のはないまする。 (6) 本のはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
4. 津波防護力針 4. 津波防護力針 4. 東波防護力針 4.1 敷地の物性に応じた津波防護の基本方針 5. 東地の特性(場地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等)に応じた津波防護の基本方針を、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等)に応じた津波防護の基本方針を、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等)に応じた東波監護、東地の特性に応じた津波防護(津波防護施設、浸水防止設備、建設監理、・敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①~⑤のとおりまする。 (職態状況) (1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①~⑥のとおりまする。 (1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①~⑥のとおりまする。 (2) 数計・環が象施設の計差的意の基本方針は、以下の①~⑥のとおりまする。 (3) 数計・成本はで、下記のにおいて、国本路、放水路等の経路がら記水・大水施設及び地において、基準津波による週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路がら流入させない設計とする。 (3) 取水・放水施設及び地下部等において、国東な安全機能への影響を防止できる設計とする。 (3) 取水・放水施設及び地下部等において、国東な安全機能への影響を防止できる設計とする。 (3) 上記の2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備については、浸水防護をすることにより、津波による影響を防止できる設計とする。 (4) 本位を動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。 (5) 本地への津波の繰り返しの襲来を繋知、その影響を解職的に把握できる課理に視しを表現で振りをしてまる。	耐津波設計方針との適合状況 地震では、敷地全体が約0.2m沈降し 地震では、敷地全体が約0.2m沈降し 方太平洋沖地震による広域的な余 治直変位はほとんどない。 か地形、敷地周辺の津波の遡上、浸 事故防護の方針を敷地及び敷地周辺 等により明示する。また、敷地の特 等により明示する。また、敷地の特 等により明示する。また、敷地の特 等により明示する。また、敷地の特 等により明示する。また、敷地の特	及防護 対象設備 (神炎 防護 攻壁 視 設 備 及 が 非 常 用 取 水 い て 同 じ。) を 内 包 す る 産 数 地 に お い て , 基 準 確 茂 に 当 らった かの 離認 事項	
4. 清波防護力子 4. 清波防護力子 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本力針 5. 製地の特性に応じた津波防護の基本力針 「要求事項等への対応力針」 ・ 敷地の特性に応じた津波防護の基本力針 「 要求事項等への対応力針」 ・ 敷地の特性に応じた津波防護(津波防護施設、浸水防止設備、津並供助の特性に応じた津波防護(東波防護施設、浸水防止設備、津砂・ 大きる。	東海第二発電所 耐津波設計70.31mの陸域の沈降が想定地方太平洋沖地農では、場ていた。 でいた。 2011年東北地方太平洋沖 勃変動による鉛直変位は30 製地の特性に応じた津波防護 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 設計 基準対象 施設の 津波 防護 対象 設備 施設 、	
基準体接及び耐性波酸計方針に係る審査ガイド 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 [規制基準における要求事項等] 數地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置医医等により明示されていること。 津波防護施設、浸水防止設備、建按監視設備等として設置されるものの機要が影響かつ明示されていること。 [確認内容] [確認内容] [確認内容] [企業の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等)に応じた基本方針(前述2.のとおり)を確認する。		(前) 近2.のとおり) を、 基準権及び所権援制力針に 審定ガイドの確認内容	
基準が設置力量 4. 津波防護力量 4.1 敷地の特性に応じた (基制基準における要求 (重要を発により到示さる (主要を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性 評価への影響を検討する。 ⑤広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向 を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討 する。 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 援制基準における要求事項等】 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 関連の特性に応じた津波防護の基本方針 東地の特性に応じた津波防護の基本方針 展地の特性に応じた津波防護の基本方針 展地の特性に応じた津波防護の基本方針 展地の特性に応じた津波防護の基本方針 展地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地 周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置 されるものの概要が網羅かつ明示されていること。 (確認内容)	こ応じた基本方で数字事項 本方 大土 本方 大土 本方 大土 本方 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大工 大	
	4 · 4 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
国際体験及び個体数2014分析: 個名を作がする 1978年 11.2 (10.1)	#希達波及び順洋波及計が幹に係る審佐ガイド (1.2 機能第二階電所 順洋波設計が針に係る審佐ガイド (2.3 機能の高端の大税 (2.3 機能の存在に応じた非波砂濃の機関(4.4 機能の (2.3 機能の存在に応じて計2を開発の (2.3 機能の存在に応じて計2を開発の (2.3 機能の存在に応じて計2を開発の (2.3 機能の存在に応じて対数を発展を発展を発展を発展を (2.3 機能の特性に応じて計2を開発を発展を (2.3 機能の特性に応じて計2を開発を (2.3 機能の特性に応じて計2を開発を (2.3 機能の特性に応じて計2を開発を (2.3 機能の特性に応じて計2を開発を (2.3 機能の特性に応じて計2を開発を (2.3 機能の特性に応じて対数を発展を (2.3 機能の特性に応じて対数を (2.3 機能の特性に応じて対数を (2.3 機能の対象を (2.3 性能の対象を (2	### 1997 (1997) (199	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	係る審査ガイド 用稿水系配管を設定する。 周本系配管を設定する。 周上投を地上部から到達又は流入させない設計とするため,外等防護として防衛地及び防網項を設置する。 取水路,放水路等の経路から流入させない設計とするため,外等防護として取水路に取水路点検用開口部設水防止蓋,第水ボンブ室に海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁,放水路に放水路が一下及び放水路が一下及放水路が一下、7年出口逆止弁、防衛環水ボンブ室に海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁、防急用海水ボンブ室に東水ビットは多角 開口部浸水防止蓋,緊急用海水ボンブを下降の上が 原動地及び防衛原下部質通部に対して止水処置を支施する。また、防衛塊及び防衛原下部質通部に対して止水処置を支施する。また、防衛塊及び防衛原下部質通部に対して上水極圏を支援する。また、防衛塊及び防衛原下部質通部に対して止水砂磨中に貯留機を設置する。 引き抜時の取水ビット水位の低下に対して、非常用海水ボンブの取水可能水を維持するため、取水口前面の箱中に貯留機を設置する。 引き抜時の取水でが上端、強速形式が減水を開発を開発を設置する。 表表時の数と可能水が直接が一端水が上端、非常防護施設による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護と	# 新聞	備考
(2) 敷地の物性に応じた 田の設定、並びにすを確認する。	基準権及及び耐津被設計方針に		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	津接股計方針に係る審査ガイド して、海水ボンブ室に海水ボンブ室が一プル た	###	備考
	基準津波及び耐 4.2 敷地への浸水防 4.2.1 遡上波の地上 (規制基準における要 重要な安全機能を有 な安全機能を有する 数が到達しない十分 基準津波による遡し 防潮堤等の津波防部	設置許可基準機制 基準が及びの耐能を設制 (計能及イド、規制基準におけ、 4.2.2 取水粉、放水粉等の経路から、対 中、 放水粉、放水粉等の経路から、対 性について浸水が削 用の。 関連的では、 流水粉 (原、 開 の に 入 浸水が削 神後の高入を防止すること。 神後の高入を防止すること。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所(2018. 9. 12 版)		島根原子力多	隆電所 2号	炉	備考
(2017-12-20 版) (2017-13-20 成) (201	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 建屋及び区画に対して、基準津波による遡上波が地上部 から到達・流入しないことを確認する。	[確認状況] (1) 数値への設本の可能性のある経路(選上経路)の特定(1) 数値への設本の可能性のある経路(選上経路)の特定(1) 数値への設本の可能性のある経路(選上経路)の特定(1) 数性を踏まえ、以下を確認している。 分布等を踏まえ、以下を確認している。 毎年表別 (2.2.1)における數値関の選上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認している。 毎日の世の代配・基本技工を内凸する社 (2.3.1)における數値の選択機が要素を (3.2.1)における數値では、基準機能を (4.2.1)における數値では、基準機能と (4.2.1)における數値では、基準機能を (4.2.1)における数値では、基準機能を (4.2.1)を (4.2.1	設置許可基準規則/解釈、 基準律波及び副律波配計方針に係る 審査ガイドの確認内容 審査ガイドの確認内容	とン建物~放水槽) 庭面が ELL + 2.0m に位置することから、流入経路として監外配管 ダント (タービン 建物~放水槽)の質量部を移定した。 国外排水路から敷地地上部への連接の流入については、選上解により野価を行い、施設端岸の入 力速放高と ELL - ID に対し、国外排水路の集水 PL 上面が EL + 8.0m に位置することから、減入経路 として軽外排水路を移定した。 ③1号が取水路を移定した。 ③1号が取水路がら敷地地上部への連接の流入 を砂塊地の取水路点線の及水が高から敷地地上部への連接の流入 (3) 音域への排水管等	語から津波が流入することを防止す が寮を難じる。 大路からの津波の流入に対し、津波防 1号が取水槽に流路縮小工を設置す 近する。	(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置 (3)取水器からの津波の流入に対し、浸水防止設備 (3)取水器がちらの津波の流入に対し、浸水防止設備 (4)取水螺及び水衛層を, 床 (5)取水螺及び水衛層を, 床 (5)取水器を設置する方針であること。 ドレン間口部に対土弁を設置する。 (5)取水器がらの海波の流入に対し、最外配管 支端 (5)浸水防止設備の設置すどの防広が列記されていい する。 (5)水の水水(4)の東通部に水処 (5)の海波の流入に対し、最外配管 グラト (6) 一とい建物・放水(4)の東通部に水処 (7) 一とい建物・放水(4)の東通部に水処 (7) 一とが発達すりを選集する。 さらに、最外非水路の高い環境の流上が成りに関金交響する。 さらに、最外非水路の高い環境の流上が成りに関金交響する。 (5)な関グラト質通高 水路逆止弁を設置する。	備考
基準が表及び動きを設めている。 の合う に対象 のの情報	準律波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド連程及び区から到達・から到達・から到達・	「確認状況の浸水の可能性のある経路(遡上経路)の特定 (1) 敷地における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分 定(3.2) 分布等 な全機能を有する設備又はそれを内包する建 商設 (2) 設備できた、基準達成による遡上波が到達 施設 (2) と、または、到達しないよう津波防護施設を 及び (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	設置許可基準規則/解釈、 基準決及び衝挫波設計が對に係る 審渉ガイドの悪決事項	① 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合・ 合・砂塊地の取水路点線、及び外部に露出した取 水ビット等(沈砂地を合む)④ 海線への排水管等	特定したボス部階における津液砂廉施設の配子性整を確認する。 主要を確認する。 津波防廉施設の種類 (防衛監等) 及び箇所 施設ごとの構造形式、形状	特定した高人経路における浸水防止設備の設置 学に関して、以下を確認する。 要求年頃に置きするよう、特定した流入経路に 成比設備を設置する方針であること。 浸水防止設備の設置すをの部位が別記されてい と。以下、何示。 お露んび電線管質通路、並びに電気ボックス等に る電線管内処理 と調解グト質通部	

柏崎刈羽原子力発	電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
柏崎刈羽発電所 6 号及び 7 号炉 耐津波設計力針との適合状況 2 敷地への浸水防止 (外郵防護 1) 1.2.1 遡上波の地上部からの到達, 流入の防止 要求事項等への対応力針 2 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画は, 基 費津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確 8 する。また, 基準達成による遡上波が到達する高さにある場合には, 非故防護施設、浸水防止設備の設置により遡上波が到達しないようにす 5。	(福起社設)の特定(3.2.1)における (1) 敷地への浸水の可能性のある経路 (遡上経路)の特定 (3.2.1) における ける敷地周辺の遡上の状況、浸水核の分布等を踏まえ、以下を確認とされている。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した	設計方針に係る審査ガイド 「T.P. + 18mの防御塊及び防御原を決配するとにより、津波は到達、流入しない設計との適合状況 (2) 選上数の到達・流入の防止において、既存の地山 (3) 選上数の関連・流入の防止において、既存の地山 (4) 推拔防緩施設の位置・住様を確認示す。 (5) 推拔防緩施設の位置・住様を確認示す。 (6) 財務に、多本防止設備・建坡の離離を設備・建坡防緩 施設、浸水防止改備・連攻の離離・流入することを防止、 (7) が機能験が受験値(建坡防緩 を防止に、 (8) 地を取り囲む形で防御地を設計とするため・敷 地を取り囲む形で防御地を決定しては、地中連結幌基礎に (9) が機能験なすることのない設計とするため・敷 地を取り囲む形で防御地の発達を設置する。 防御地の構造を設置する網質が高コンクリートを被覆した網質に 防御地の場所のまたとしては、地中連結幌基礎に 防御地の場所のより一トを被覆した網管と取入 (5) が機能の発があコンクリートを被覆した網管に乗び 防御地の高にが関連の3種類からたる前でに、網型防護壁と取入 (6) 特別地の方も銅製防護壁には、網型防護壁と取入 (6) 特別地の高外からの非波の流入を防止するために、 (7) 1 大止水機構及び3 次止水機構を多様化して設置する。 (8) 2 なお、主要な構造体の境界部には、想定される	中央	備考
基準津波及び耐津波設計 4.2.1 遡上波の地上部からの到達, 消 4.2.1 遡上波の地上部からの到達, 消 [規制基準における要求事項等] 重要な安全機能を有する設備等を内するE外設備等は, 基準津波による選 [整本設が到達する高き	(1) 敷地への浸水で 敷地内辺の多 (1) 敷地への浸水で (1) 重要なな全機 (2) 津波防護施設 (3) 津波防護施設 (3) 津波防護施設 (3) 津波防護施設 (3) 津波防護施設 (3) 東波防護施設 (3) 東波防護施設 (3) 東波防護施設 (3) 東波防護施設 (3) 東波防護施設 (3) 東波防護施設 (4) 東次市項に適 (5) 北水対策を実身 (5) 北水対策を実身 (6) 北水対策を実身 (7) 北水対策を実身 (8) 北水対策を実身 (9) 北水対策を実身 (9) 北水対策を実身 (1) 電水・東河に適	基準決及び耐津数 (2) 津波防護施設の位置 (3) 準波防護施設の位置 (5) 東波防護施設の位置 (5) 東波防護施設の債置 (5) 東波防護施設の積	接触情波及の情報を設けすけ 審査ガイドの要求事項	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
新術資度及び解消度設計方針に係る審集分子 ド 福祉の対象を開発 となっている。 また、大き機能を扱っ、 割上部の地上 たる地域であ		(1) 日本にこる 単型などの自体とのギラの前の一の可能の上 (AMDOME)	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
経路からの津波の流入坊正から、津波が流入する可能性から、津波が流入する可能性(2)、1、1、1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	適合のための確認等可	
東海第二発電所 耐利 4.2.2 取水路, 放水路等の経 「要求事項等への対応力針 取水路, 放水路等の経 について検討した上で, 開口部, 貫通部等) を特 特定した経路に対してき の流入を防止する。 A用海水ピット, 緊急 A用海水ピット, 緊急 A 内部ネペット, 緊急	適合のための対応状況 重要な安全機能を有する施設への影響評価について、浸水想定範囲である取水槽海水ボンブエリア が、浸水想定範囲である取水槽海水ボンブエリア とを確認する方針である。 具体的には、以下のとおりである。 具体的には、以下のとおりである。 原始には、以下のとおりである。 はかけてある、取水槽海水ボンブエリア 清波防襲対象股値である非常用海水冷却系の海 はび水が変配化することとしている。また、取 情海水ボンブエリアに設置する床ドレン逆止弁 に放水構館水ボンブエリアに設置する床ドレン逆止弁 に放水増産水ボンブエリアに設置する床ドレン逆止弁 に対かるため、浸水量を評価し、非常用海水冷地系 があるため、浸水量を評価し、非常用海水冷地系 の油水ボンブへの影響がないことを確認する。	
に係る審査ガイド らの津波の流入防止 めある経路(扉、開口音 のある経路(流入発路) を る経路(流入経路) もる経路(流入経路) ちの津波の流入の可能 ていることを確認する 室、土木構造物地下部 りトレンチ期口部等) 壁)及び敷地の外側か 造物地下部)へのバイ されるにより販本する場合 外部に露出した取水で	基準維波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容 1.3.2 安全機能への影響確認 (1) 要求事項に適合する影響確認の方針であること を確認する。なお、後皮規制(工事計画認可)にお いては、浸水地定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量 及び浸水防止設備の仕様を確認する。	
基準津波及び耐津 4.2.2 取水路、放水路等 【規制基準における要求 取水路、放水路等の経」 いて検討した上で、流 質通部等)を特定する 特定した経路に対して 流入を防止すること。 以下のような経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 のバイパス経路(のがイパス経路(のがまび機施設(のがまが高速の を検討し、流入経路 下のような経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 を検討し、流入経路 上部域に直接する水 のがイパス経路(のがイパス経路(し新域に直接する水 のがイパス経路(し新域に直接する水 のがイポス経路(し新域に潜域する水 のがイポス経路(し新域に対しの取水路点 大等(沈砂池を含 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設置許可基準規則/解釈、 基準津波及び衝津波製計方針に係る 審査ガイドの要求事項 計すること。 編水が維練することによる浸水の範囲を想定(以下 浸水地定範囲の境界において浸水が所を施すこと により浸水範囲の境界において浸水が預を施すこと により浸水範囲を限定すること。 「津波ガイド・規制基準における要求事項等] 4.3.2 安全職能への影響が高 (清波ガイド・規制基準における要求事項等] 4.3.2 安全職能への影響がないことを確認すること。 必要に応して防水区画内への浸水量評価を実施し、 必要に応して防水区画内への浸水量評価を実施し、 安全機能への影響がないことを確認すること。	
	に係る審査ガイド 東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 「要求事項等への対応方針】 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路, 放水路等の経路から、津波が流入する可能 のある経路(原、開口部、 について検討した上で, 流入の可能性のある経路(原 面	

祝配 波用こ浸除放 装がの地をと) 非寸設設置 防取と水ぐ水 置発遡へ確し 津常る,備強水を防()路 等表上の実て 波用こ浸を在 施設防止がに でさを遡に設 防取と水除		
(2) 特定した流入経路における準数坊護施設の 単波防護施設の配置・仕様 (2) 特定した流入経路における準数坊護施設の 概を以下に示す。		
5幹に係る審査ガイド 5 律波防護施設の配置・仕 瀬壁等)及び箇所 状	(係る 基準律及及で顕達波設計方針に係る 審質等] [津波ガイド:確認内容] 4.3.3 排水設備設置の検討 2.6. なお、後段規則 (工事件順認可) においては、 浸水也定範囲における排水設備の要性、設置する。 場合の設備仕職について確認する。	
1針に係る審査ガイド 東海第二発電所 耐津波設計方針と	 (2) 特定した流入経路におけ 様を以下に示す。 (3) 様な以下に示す。 (4) 放水路グート 津波が放水路から津波 備を除く。)の設置され、 にし、津波的護対象設備 機能度失することのない 放水路グートは、扉体 株成され、発電所を合む 放水路グートは、扉体 株成され、発電所を合む 力れた場合に遠隔閉止する 防止する設計とする。放 上のおそれのある津波導 実施するために重要安全 計する。 (5) 様内排水路逆流防止設 津波が構内排水路から 護施設、浸水防止設備, 水設備を除く。)の設置 を防止し、洋波防護対象 切しは設備, 洋波防護対象 切し、計波防護対象 切し、計波防護対象 	接波防液施設の配置・仕様 (2) 特定した流入経路におけ が

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12	2版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
### 1999 (日本) 1991 (日本) 1991 (日本) 1992 (日本) 1993 (日本)	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 東海第三発電所 耐津波設計方針との適合状況 (3)特定した流入経路における設水防止設備の設置の方 方針に関して、以下を確認する。 (3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方 方針に関して、以下に乗っちよう、特定した流入経路に浸水防止性 (4)を設置する方針であること。 以下、例示。 (4)電路 (4) 電路 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	4.3 編水による重要な安全機能への影響防止 (外郭防護 2) 4.3.1 編水対策 【規制基準における要求事項等】 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水設備の構造との特徴等を考慮して、取水・放水が設定を考慮して、取水・放水が設定を表面に、以上で浸水 海水が継続する場合は、浸水想定範囲を明確にし、浸	(4) 策略が必定を制能を有する他間の機(1990分類)	

	東海第二発電所((2018. 9. 12 版)		島	根原子力発電所 :	2 号炉	仿
路及び放水路等からの非波の流入防 設置しない。 防止設備の設置方針は以下に示すと 特定されたタービン建屋地下の維機 流の流入を防止するため、浸水防止 する。 上校 「関係1 II.2.2(2)] 「別第1 II.2.2(2)] 「別第1 II.2.2(2)] 「別第1 II.2.2(2)] 「別第1 II.2.2(2)] 「別第1 II.2.2(2)] 「別第1 II.2.2(2)] 「大湊剛敷地 高建屋・区画、かつ設計基準対象施設 電上同一である。また。「大湊剛敷地 高性屋・区画、かつ設計基準対象施設 高に低電田村、(分類1-B の建屋・ 「大湊側敷地上りも高所に設置され。 下上記と同一の敷地面上あるいは れも上記と同一の敷地面上あるいは なの津波防護対象設備を内包する建 初も上記と同一の敷地面上あるいは 就も上記と同一の敷地面上あるいは 就も上記と同一の敷地面上あるいは は、設計基準対象施設の取水路, は、設計基準対象施設の非波防護対	状 る ま 経 組 と 担 に 住 出 に 住 土 ・ 機 ・ で 性 ・ 機 ・ で 性 ・ 機 ・	お路漏生 路 ドカケイを 郷 本本 本 毎 本 本 年 年 年 本 本 年 年 日 日 年 7 日 日 日 年 2 日 日 年 2 日 年 2 日 年 2 日 年 4 日 年 4 日 年 4 日 年 4 日 年 4 日 1 日 年 4 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	適合のための確認事項				
(2) 6 号及び7 号型によおいては、取本 止を目的とした消入経路における浸水 おりである。 (3) 特定した流入経路における浸水 取水槽上部床面の間口部に、詳 設備として取水槽別止板を設置 (5) 設置位置 ・ 組機取水槽上部床面:取水槽別止板を設置 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 の非波防護対象設備の浸水防調 区画)に内包される設備は、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 の非波防護対象設備の浸水防調 区画)に内包される設備は、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 の非波防護対象設備の浸水防調 区画)に内包される設備は、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 の非波防線対象設備の浸水防調 区画)に内包される設備は、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 の非波防線対象設備の浸水防調 区画)に内包される設備は、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 (1.4.8.1. +12m)に設置され、 (1.4.8.1. +12m)に対理され、 (1.4.8.1. +12m)に対理であれ、 (1.4.8.1. +12m)に対理であれ、 (1.4.8.1. +12m)に対理であれ、 (1.4.8.1. +12m)に対理であれ、 (1.4.8.1. +12m)に対理され、 (1.4.8.1. +12m)に対理であれ、 (1.4.8.1. +	単定 縮対。 状取水たの	する設備である非常用海水ボンプか設置 海水ボンブ電については、基準津波が取水 水ピットから流入する可能性があるため、 することによる浸水の範囲(以下「浸水想 いう。)として想定する。 浸水想定範囲への浸水の可能性がある経 海水ボンブ室の床に海水ボンブのグラン 排水する排出口があるため、浸水防止設備 ボンブグランドドレン排出口逆止弁を設置 ボンブグランドドレン排出口逆止弁を設置 ボンブグランドドレン排出口逆止弁を設置 がの浸水経路となる可能性があるため、浸 の浸水量評価において考慮する。	適合のための対応状況	浸水防護重点化範囲への流入量を評価していること、浸水防護重点化範囲への流入時止対策を施すことにより重要な安全機能を有する設備が津波等による影響を受けない設計とする。 具体的には、以下のとおり、浸水対策を実施する。	(1)・(2) 浸水防護重点化範囲への神波の流入については、 ターピン維物 (体水路を設置するエリア) 及び壁外 の取水槽循環水ボンブエリアの循環水系配管を含 む低無償ッラス機器・配管、タービン維物 (耐騰 S ララスの設備を設置するエリア) 及び弱水の原水槽 南水ボンブエリアの低耐酸シラス機器・配管の破断 簡所から溶水した海水の流入並びに延即率におけ る地下水の流入を以下のとおり條封し、浸水防速重 点化範囲への流入差別を特定する。	①タービン連物(復本器を設置するエリア)に消えした津波によりタービン連物(復本器を設置するエリア)に降接する浸水防羅塩化範囲(タービン製物(個景Sクラスの設備を設置するエリア)原子が建物、取水槽循環水ポンプエリア)が受ける影響を評価する。浸水防羅塩化減配用への減入防止対策については、特定した経路に対して、防水壁、水管原及び珠ドレン逆止弃を設置し、質道部止水処置を実施する。	②歴外の領環水ポンプ <mark>及び配</mark> 管を設置する取水槽
施設の配置・仕様を確認 方箇所 文備の設置の方針に関して、 5人経路に浸水防止設備を設 2されていること。以下、例 5ボックス等における電線管	計方針に係る審査ガイド こと。 つて浸水の可能性のある経路、 口等)を特定すること。 けして浸水対策を施すことによ かであることを確認する。な がであることを確認する。な 可認可)においては、浸水想定 10・浸水量及び浸水防止設備の 50。		基準准設及? 審查?	【津波ガイド: 確認内容】 4.4.2 浸水紡糖重点化範囲の境界における浸水対 策	(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。 なお、後長規制 (工事計画部可) においては、 最水離田、最水量の想化、業水的能量が代化適田への 浸水循路・浸水口及び浸水防止設備の仕様につい て、確認する。 (3) 達然による途水を考慮した浸水循田、浸水量に ついては、地質による途水の影響も含めて、以下の 例のように安全側の想定を実施する方針であるこ とを確認する。	① 地膜・津板による雑島内の循環水系等の機器・ 配管の指傷による雑島内への非政及び系統設備保 有水の流水、下位クラス雑属における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が 想定されていること。	② 地撲・洋波による屋外循環水系配管や敷地内の (6)
(2) 特定した流入経路における津波防護 する。 (3) 韓定した流入経路における浸水防止 を確認する。 を確認する。 (3) 特定した流入経路における浸水防止 を確認する。 (3) 要求事項に適合するよう、特定したする あ方針であること。 (3) 浸水防止設備の設置予定の部位が別。 (4) 電路及び電線管質通部、並びに電多 理解的方と質通部 (5) 空調ダクト質通部 (6) 空調ダクト質通部 (7) 整体開口部(原、排水口等)	基準律波及び耐津波設計方 想定範囲」という。)すること。 浸水想定範囲の境界において診 浸水口(扉、開口部、貫通口等 特定した経路、浸水口に対して り浸水範囲を限定すること。 (1)要求事項に適合する方針で お、後段規制(工事計画器 範囲、浸水経路・浸水口・ 結		影響許可基準規則/解釈, 基準津波及び衝津波設計力針に係る 審査ガイドの要求事項	ける要求事項等】 発界における浸水対 水植田、浸水量を安全 豊富に基づき、浸水防 性のある経路、浸水口 生のある経路、浸水口 生のある経路、浸水口	して浸水効策を施すこと。		

	島根原子力発電所 2 号炉	備考
新学性的反び解析機能は2個的組みが10年の影響が17年 1.3.1 及金属性への影響構成 1.3.1 及金属性への影響構成 1.3.2 及金属性への影響構成 1.3.2 及金属性への影響構成 1.3.2 及金属性への影響構成 1.3.2 及金属性への影響構成 1.3.3 なる金属しの影響構成 1.3.4 なる金属にの関いに常々な発展を有する影響等 2.3.5 が表現に関係して影響を 2.3.5 が表現に関係して影響を 2.3.5 が表現に関係して影響を 2.3.6 を 2.3.6 を 2.3.6 を 2.3.7 を 2.3.8 を 2.3.8 を 2.3.8 を 2.3.9 を 2.3.9 を 3.4 を	審技権及び顕接接数性が分析に係る 審定がイドの認識が発 の確果がイドの認識が存 の確果が多いの事業との事業を示す。 の確果を必要を表していること。 のできるのであるが表します。 のできるのであるが表します。 のできるのであるが表します。 のできるのできるできます。 のできるのできるできます。 のできるのできるできます。 のできるのできるできます。 のできるのできるできます。 に、	備考

1.3 報告報 (1992年) (1992年) (1992年) (1993年) (199		備考
(1.1 編集と2 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	 節 施設・設備地工上生じうる隙間部等についても (の施工上生に得る維加の原間的が地下降においては (の施工上生に得る維加の原間的が地下降においては その原間部に止水処産を実施する。 上記の地震による遊水の影響も含めた安全側の (連点 5) (正会 2 から 2 か	

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版) 東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
12	Banka R. C. Construction	備考

20m2 20m2
1995年12日

備考
· MR S S S S S S S S S S S S S S S S S S

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
を有する設備等がある場合は、防 を有する設備等がある場合は、防 別への浸水量評価を実施し、安全 にして、各海水ボンブのグランド いて、各海水ボンブのグランド いて管の破損を考慮し、各浸水 その上で、浸水超定範囲である なっ、原子炉補機冷却薄水が再子炉 頂、概等により防水医面化する。 「電源設備等の重要な安全機能を 原、概等により防水医面化する。 「関添1 II.2.3(2)] (製添1 II.2.3(2)] (設備を内包する建屋・区面への い。このため、重大事故等に対 ない。 (別添1 II.3.3(2)]	二発電所 耐津波設計方針との適合状況。なお、インターロックにより循環水ボンブ及び復水器水室出入口弁を閉止することに設め流入を防止できるため、津波の流入は考い。 い。 における非常用海水系配管 (戻り管) からのついては、非常用海水系配管 (戻り管) からのついては、非常用海水ボンブの全台運転を想をの定格流量が溢水し、設計基準対象施設の機対象設備(津波防護施設・浸水防護設備、建設防護施設・浸水防護設備、要を開止することから、非常用海水系配管(原め水がインの損傷によるが水は、原子体建度が原本のが水がなりがあれば、原子体建度が原本が、建設の流入は大きにない。 とっため、神波の流入は考慮しない。 タンクの損傷による強水は、原子体建産境界を分とかり、神波の流入は考慮しない。 とっため、神波の流入は考慮しない。 とっため、神波の流入は考慮しない。 なびあんまり、循環水系の機器・配管損傷によなかい。 は波が襲またる前に循環水ボンブを停止、 注波が襲来する前に循環水ボンブを停止、水器出入口弁及び循環水ボンブを停止れる計に循環水ボンブを停止水器出入口弁及び循環水ボンブ出口弁を閉止	適合のための確認等が気	
4.3.2 安全機能への影響確認 4.3.2 安全機能への影響確認 [夏末事項等への対応力針] (夏末事項等への対応力針] (国東事項等への対応力針] (国東東海政等への対応力針] (国東東海政等への対応力針] (国東東海政等への対応力針] (国東東海政等への対応力針] (国東東海政策への表別にで防水区画内への浸水量評価を実施し、安全 機能への影響がないことを確認する。 (国・3.1 で示したとおり、設計基準対象施設の建設防護対象設備(非 常用販水設備を除く。)を内包する建區及び区画への漏水による浸水 の可能性はないが、保守的な地定として、各種水ポンプのグランド ドレン配等の語まりやペント・ドレン配等の破損を考慮し、各認水 想定範囲における浸水を仮定する。その上で、浸水想定範囲である 原子炉油機冷却薄水ボンブ、タービン補機冷却薄水ボンブ及び循環 水ボンブを設置するエリアを水底。 康今により提本を原子が 相様冷却薄水水の機器。 非常用所の電源設備等の重要な安全機能を 有する設備を設置するエリアを水底。 康砂により提出等や原子が 無格子の能力を設置した。 (別添1 II.2.3(2)] (国大事故等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国本、まな等対処施設に関する確認状況] (国添1 II.3.3(2)]	東海第二発電所 耐津波設計方針との認する。なお、インターロックによ出 田口弁及び復水器木室出入口弁を別まり建設の流入を防止できるため、適しない。 居外における非常用海木系配管(基合のための対応状況 「原本的には、取水口付近の砂の移動及び準積並び に取水口付近の海が飛火がマンプの機能が保持できることにつ いて、以下のとおり確認した。 取水口付近に対する砂の準備がないことがら、取 水口は開業しない。 取水中の近における砂の準備がないことがら、取 取水口を口指能面がら5.5mの高さを有する設 即とする。また、取水槽の採面高さは12m9.8mで あり、非常用帯水が製が砂がないことがら、取 即とする。また、取水槽の採面高さは12m9.8mで の取水槽底面までは約0.5mの用極がある。 こ取水槽を直までは約0.5mの用極がある。 これに対して、砂を動域性を実施した線型、基準 角膜による砂移動に伴う取水口付近にはける砂準 角膜によって、砂体動域性を実施した線型、基準 角膜によって、砂体動域性を実施した線型、基準 角膜によって、砂体動域性を実施した線型、基準 角膜によって、砂体動域性を実施した。また、 取水槽における砂準値等でとしばない。また、 取水機におうびがボンブの輪受に対し、20mの 連ばに降っきるが、海液砂には、また。 の、海線に砂がボンブの輪受に対してとしても、約 多大時に砂がボンブの輪受に対したとしても、約 多大時に砂がボンブの輪受に対したとしても、約 3.5mmの単地が高度をする。具体的にはよりを が大きいとのm以上の輪をよる構造をする。 が大きいとのm以上の輪をはない、他径 が大きいとのm以上の輪をはない。 が大きいとのm以上の線をははたくいたとしても、約 3.5mmの以上の輪をはが、としても、約 3.5mmの以上の輪をはでは、たとしても、約 3.5mmの以上の輪をは近れたが形型とする。 が大きいとのm以上の輪をはにないたとしても、約 が大きいとのm以上の輪をははしていことか、 5.大きかを低の砂にほとした流れます。 がたきかとのmはによった流れます。 がたきなを低ががにはたしてといたとしても、約 5.大きかとのの単位はによった側にはしていたとしても、約 5.大きかとの砂線ははたしては大きが成とする。 が大きかとのの数がはたとがであれます。 が大きかとのの数がはたとが流がまます。 が大きかとのの数がはたとがないとしたが が大きかとの砂にはたした流れます。 が大きが変色の砂にはたんで洗ります。 が大きかを低の砂にはたして洗ります。 が大きかとの動がまます。 が大きかとの砂がはために変します。 が大きかとの砂にはたしが形ができず。 が大きかとの砂にはたいがはとする。 が大きからの前にはたいをしているがあるがあるがあるがあるがまます。 が大きからの前にたとがではないでは、 が大きかとの砂がはためがは、 が大きかとの砂が高が高がます。 が大きからの歯がはためがあるがあるがあるがあるがあるがはからかがあるがあるがあるがあるがながあるがながあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが	
5對に係る審査ガイド 含有する設備等がある場合は、防力 値を実施し、安全機能への影響が対 針であることを確認する。なお、 様を確認する。	F C 係 S 審 査 ガイ F 際 間 部 等 に つ い て も 留 意 こ と。	基準津波及び耐津波設計が特に係る 審主ガイドの確認内容 4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却 系の機能保持確認 不口行近の砂の機能に基づき、砂の機能高さが取 水口下端に到達しないことを確認する。 に到達する場合は、現太口及び取水路が閉塞する可 能性を変を制に検討し、開塞しないことを確認する 即であかて、今メータメタオーすることを確認する 即であかて、今メータメタオーすることによって、 取水口付近の堆積高さき高かに、注た。成水路にお の流入した溶薬砂は、溶水スクリーン等で除ます なこの砂の混入にか、海水ボンブそのものが運転時 ることが脂離なため、海水ボンブをのものが運転時 ることが脂離なため、海水ボンブをのものが運転時 の砂の混入にた溶薬砂は、取水スクリーン等で除ます とを確認する。	
4.3.2 安全機能への影響権認 [規制基準における要求事項等] 浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を 区画化すること。 必要に応じて防水区画内への浸水量評価 いことを確認すること。 (1) 要求事項に適合する影響確認の方針 段規制(工事計画認可)においては、 口・浸水量及び浸水防止設備の仕鎖	基準律波及び耐津波設計方針に係る審査 ⑤施設・設備施工上生じうる隙間部等に、 し、必要に応じて考慮すること。	設置許可基準規則/解釈, 基準維度及び而清波設計が対け係る 審立がイド:規劃基準における要求事項等 4.5.2 津接の二次的な影響による非常用海水冷却 基準特化性り取水口付近の砂の移動・推積冷灘切 高されていること。 基準権以上・3水口位の部の移動・推積冷灘包 は、陸上約面粉線による水位変動に伴う海底の砂移動・推 (対し、原水口内近の高流物が適切に評価 されていること。 ・基準権以による水位変動に伴う海底の砂移動・推 (対し、原水力及で放水路の道水性が確保できる 設計であること。 ・基準機による水位変動に伴う海底の砂移動・推 (対し、原水力及で放水路の道水性が確保できる 設計であること。 ・基準機能による水位変動に伸う海底の砂移動・推 (対し、原水力及で放水路の道水性が確保できる がはかるがによる水位変動に伸う海底の砂砂動・推 が確保をあること。 ・基準機能による水位変動に伸う海底の砂砂動・推 (対して原水力及で放水路の道水性が確保できる が上で簡水ポンプが機能保持できる設計であるこ と。	
		□ → 原 補 乙 輔 初 条 か ・ 鍵 乙 脳 ・ 寂 入	

20 20 20 20 20 20 20 20		
英本語解析を2018年度2018	() 高子の	

質に 高速物になり なる可能性のあ ため 高端物調 にっため、基準 係る 減減物調査	ンに水 へ が準確 にまじ 水プす 場が	
	 ・ 上 集海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 た、 津波及び溢水により浸水を想定する循環水ボブ重の関通部の隙間部 は、 止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への設 を防止する設計とする。 ・ 主 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能の影響防止 ・ 1 非常用海水冷却系の取水性 「要求事項等への対応方針】 ・ 基準兼改の水位の低下に対して、非常用海水ボンブ機能保持できる設計であることを確認する。また、基準液による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が吸で含る設計であることを確認する。 ・ 非常用海水ボンブ位置の評価水位の算定を適切行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。た、取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応た、取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応た、財常用海水ボンブの取水可能水位が下降側評価位を下回る等、水位低下に対して非常用海水ボンブの取水可能水位を下回る。 ・ 引き波時に水位が実際の取水可能水位を下回る。 ・ 引き波時に水位が実際の取水可能水位を下回る。 ・ 引き波時に水位が実際の取水可能水位を下回る。 	
集本権政及び副権政設計力針 審査ガイドの確認内容 入馬止が機能しないだけでなく、そ4 となる可能性が有ることに留意する。	度波設計方針に係る審査ガイ 最本性低下による重要な安 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内部防護) 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内部防護) 4.4.1 浸水防護車点化範囲の設定 [規制基準における要求事項等] 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区 防護重点化範囲として明確化すること。 (1) 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋、区面が津波防護車 まったの設備等を内包する建屋、区面が津波防護車 かていることを確認する。 (2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明 はないため、工事計画認可の段階において津波防 認する必要がある。したがって、基本設計段階に でいない設備等に対しては、内包する建度及び区 点化範囲を工設段階で設定することが方針とし とを確認する。
基準権及及び衛律投設計力針に係る 審査ガイドの機器内容 入防止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物 となる可能性が有ることに留意する必要がある。	版及び耐津波設計方針に係る審査ガイド動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ 4.5 日海水冷却系の取水性 おける要求事項等】 「男治 3 多数計であること。 たまる水位の低下に対して海水ポンプが機能 利る設計であること。 ちる設計であること。 ちる設計であること。	権(内郭防護) 1する種居及び区画については, 浸 。 1時の位置が再連の間については, 浸 画景 カラスの機器・配管系) の 明示されているものについては, 画が津抜防護重点能踊として設定

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1. 実施第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 ンプの継続運転が可能な時間最を十分確保できる 設計となっていることを確認する。なお、取水路又は取水ビットが循環水系を含む状況系と非常用系で併用されているため、循環水系を含む常用系ポンプ運転継続等による時間量の販失を防止できる設計とする。 (1. 取水路の特性を考慮した海水ボンブ位置の評価水位が適切に算定されている。 (2. 財程度されている。 (3. 財程度がない状態で、取水口、助水路から取水ビットに至る超りに算出するため、管路において運動方程式及び連続式を用いて解析を実施する。 (4. 取りに応じた解析を実施する。 (5. 財程度がない状態で、取水口、取水路及び取水ビットに至る経路をモデル化し、租赁係数、貝代及びスクリーン損失を考慮するとともに、防波堤の有無及び制に考慮して重を無する。 (5. 財産の付送のばらつきの加算による安全側に考慮した消化を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。 (6. が低度下に対する耐性(海水ボンブの仕様、取水か口の仕様、取水路又は取水ビットの仕様等)について、水口の仕様、取水路又は取水ビットの仕様等)について、以下を確認している。	議合のための対応状況 議合のための対応状況 第合のための対応状況 (備考
基準津波及び耐津波設計方針に係る審[確認内容] (1) 取水路の特性を考慮した海水ボンブ値が適切に算定されていることを確認すントは以下のとおり。 (開水路、閉管路の方程式) ②取水路の管路の形状や材質、表面の対線損失が設定されていること。 (2)前述(3.4(4))のとおり地殻変動量を到て、水位低下に対する耐性(海水ボン) 口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様以下を確認する。	(6) 神波監視 影響許可基準規則/解釈、基準排送及 著章方式イドの要求等項 (4 2 2 3 第 6 条 1 項の 「安全機能が採出が出たものであった。	
	#被設計方針に係る審査ガイド メブの継続運転が可能な貯留集を十分確保でき 設計となっていることを確認する。なお、取水路 は取水ビットが循環水系を含む状況系と非常用 で破解をによる時間量の要失を防止できる 計とする。 「確認状況」 「確認状況」 「確認状況」 「確認状況」 「確認状況」 「一般報報等による材化の低下に伴う販水路がら がでときたれていること。 (1) 取水路の特性を考慮した海水ボンブ位置の評価 位が適切に算定されている。 第の方程式) 新程式及び連続式を用いて解析を実施する。 かいること。 (2) 時間概がない状態で、即水田、取水路及び取水 が大や材質、表面の状況に応じた降 動力程式及び連続式を用いて解析を実施する。 (3) 時間概がない状態で、即水口、間度係数、具代及 スクリーン損失を考慮した非常用箱水ボンブ位置の評価 かがでができる間に等加するため、管路において 動力程式及び連続式を用いて解析を実施する。 の評価水位を適切に算出するため、管路において 動力程式及び連続式を用いて解析を実施する。 の評価水位を適切に算出するため、管路において 動力程式及び連続式を用いて解析を実施する。 ますよが用いること。 の評価が位の値与の部質による安全側に存成、 カリーン損失を考慮するとともに、防波機の有 スクリーン質を考慮するととらに、防波機の有 スクリーン質を考慮するとともに、防波機の スクリーン質を考慮するとともに、防液機と があるが、計算結果の不確実性を考慮した 価を実施する。 (2) 前述(3・44(4))のとおり地殻変動量を安全側に考 を対するに、水位低下に対する耐性(海水ボンブの仕様、 本口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路及は取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路とは取水ビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路とは取れビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路とは取れビットの仕様等)について、 大口の仕様、取水路とは取れビッとの仕様等)について、 大口の仕様、取水路とは取水ビットの仕様等)について、 大口の上板・取水 水口の上板・取水口の上板・取り上の上板・取水口の上板・ 大口の上板・取水に成れビットの上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口の上板・ 大口が下を確認している。	業権第二部電流 自動機を対すとの適合状況 事業設計が對に属る権をガイド が アインの 職権 政権が 可能の 関係を小り 取出できる に

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
4.4.2 浸水防速重点化範囲の境界における浸水対策 (最前分子) [機計分別 [機計分別 [機計分別 [機計分別]	(2) 毒をガイド 東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 本位が下降個評価水 ① 基準達成による下降側水位はT.P 5.64mとなって で、この水位に下降側の額位のほうつき0.16mと数 値計算上の不値かさを考慮したT.P 6.0mを評価 水位とする。評価水位は、非常用海水ボンブの取水 可能水位とする。評価水位は、非常用海水ボンブの取水 可能水位とする。評価水位は、非常用商水ボンブの取水 可能水位とする。 2.00ため、津波防護施設として取水口前面の第中 、海水ボンブの種総 な方面を表えている。 2.00ため、津波防護施設として取水口前面の第中 に天端高さT.P 4.9mの貯留堰を設置することで、 水位低下における非常用海水ボンブの取水性は保 持つきる。なお、取水ピットは循環水ボンブを含む 常用海水ボンブが併用されているため、発電所を含 特できる。なお、取水ピットは循環水ボンブを含む 常用海水ボンブが併用されているため、発電所を含む 特別施される方針 を抑制するため、循環水ボンブを含む常用海水ボン では存止する運用とする。 に保持確認 「要求事項等への対応方針】 「要求事項等への対応方針】 基準達成に伴う販水口付近の砂の移動・堆積を適切に 評価し、取水口及び取水路の通水性が確保されているこ とを確認する。 また、非常用海水ボンブについては、基準達成による また、非常用海水ボンブについては、基準達成による また、非常用海水ボンブについては、基準達成による また、非常用海水ボンブについては、基準達成による かっすがおかる。 2.00を砂砂・堆積、陸上斜面崩壊による かっす方針を満足する。 2.40を砂砂・地積、陸上斜面崩壊による かっす方針を満足する 水位変動・地積、路上斜面崩壊による かった変動・地積、路上が面があた。 2.40を変動・地積、超上が面があた。 2.40を変動による かっす方針を満足する 水位変動による かっすがあれ、カードルが高による。 2.40を変動による。 4.40を変動によるが高の移動・地積、路上が面がよいます。 4.40を変動によるが高度の砂砂動・地積、2.40を変動によるが高度の砂砂動・地積、2.40を変動によるがあるがある。 4.40を動しにまたがあれたまとがある。 4.40を変動によるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがある	勝合のための対応状況	備考
本本の記載である。 「根側基準にお行う要求事項等」 「機能におけう要求事項等」 「機能内容」 「機能内容」 「機能内容」 (1) 要求事項に適合する方針である事計画即の)においては、設本額用への受水経路・浸水口(原、高水の影響も含めて、以下の例である。 (2) 津波による強水を考慮した浸水 (3) 津波による強水を考慮した浸水 (4) 海波による強水を考慮した浸水	基準律波及び耐津波設計方針に係 ① 海水ボンプの設計用の取水可能 位を下回る等、水位低下に対し 運転が可能な防水量を十分確保 水ピットの構造仕様、設計方針であること。 なお、取水路又は取水ピットが 併用される場合においては、循 よる取水量の悪失を防止できる。 1.5.2 津波の二次的な影響による非 電やれていること。 基準達成に伴う取水口付近の砂の移 価されていること。 基準達成に伴う取水口付近の砂の移 がること。 ま常 建設に伴う取水口付近の砂の移 がること。	原置計可基準規則/解析、 事業之才下の製造物項 (神波が イド・規制 無無における要求を執知し、 等地への複数の繰り返しの数末を執知し、神波防護 離別、発わが比較偏の機能を繋に解析するため に、神波監視を設置すること。	

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(1995年) (199	(1) 新田田 (1975年 1975年 19	備考

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2) 地震・静震による最外側層水系配管や参照的のダンク等の機能による (3) 地震・静震による最外側層水系配管や参照的のダンク等の機能による (4) 地震・静震による最外側層水系配管や参照的のダンク等の機能による (5) 地震・静震による最外側層水系配管や参照的のダンク等の機能による (6) 地震・静震による最外側層水系配管や参照的のダンク等の機能による (7) を砂の間をはよりの機能をおっては、別途が離する「海水的 (8) 地域の間をよっては、別途が離する「海水的 (9) 地域の間による機能を関係により機能の関係を受けているは、別途が離する「海水的 (9) 地域の間により間水が高が線が高端により (9) 地域の間により間水が高が線が高が、低いのについては、外部域の (9) 地域の間により間水が高が、保护的によりに関係を関係によりが高が大き防止というにより (9) 地域の関係を対象して対象の関係を対象して対象の関係を対象して対象が (9) 地域の間の道とするとして対象の (9) 地域の関係がによりの響性が高が、保护制能により間外の関係を対象していては、大力 (9) 地域の関係を対象を対象の関係を対象しては、対象を対象によりに対象を対象を対象を対象を対象を対象としていること。 (9) 地域の関係を対象によりによりを関係を対象によりに対象を対象を対象を対象を対象として対象として対象と (1) は対象の関係を対象によりを関係によりがの関係を対象によりを関係を対象として対象を対象を対象として対象を対象によった。 (1) は対象による音楽を対象によりを関係を対象によりを関係を対象として対象を対象を対象を対象として対象として対象として対象として対象として対象として対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対			備考

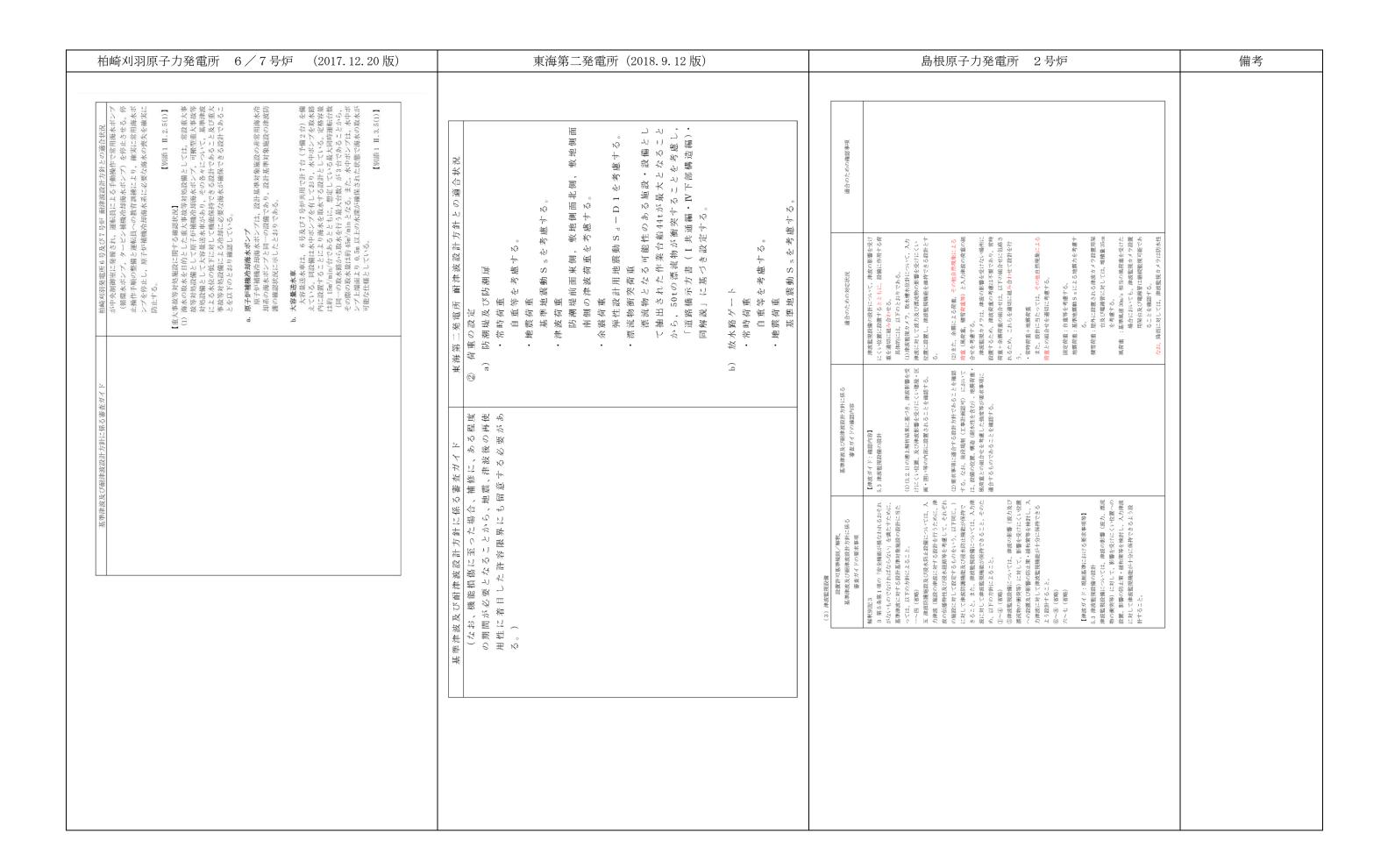
崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版) 東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉
し、 体層 か 回 を	道金のための対応状況 通合のための確認事項 適合のための確認事項 適合のための対応状況 通合のための確認事項 適合のための対応状況 適合のための確認事項 海線電子・地域内電 (

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(金属) (1995年度27月9日 (1995年度27月9日) (1995年度27月9日 (1995年度27月9日) (1995年度27月日) (1995年度27月日) (1995年度27月日) (1995年度27月日) (1995年度27月日) (1995年度27月日) (1995年度27月日) (1995年度2		### CONTRINGED TO THE PROPERTY OF THE PROPERTY	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2017.15.20 版)	 び飼神波設計方針に係る審査ガイド 4.6 津乾監視 (1.6 津乾監視 (2次半項等) (2次半項等) (2次半項等) (2次本の地の対応方針) (2次本の地の対応方針) (2次本の上設備の機能との要求を繋知し、津波防護施設 (2) 20 (2) 20 (2) 20 (3) 20 (4) 20 (5) 20 (6) 20 (7) 20 (8) 20 (9) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (19) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (19) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (19) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (19) 20 (19) 20 (10) 20 (11) 20 (12) 20 (13) 20 (14) 20 (15) 20 (16) 20 (17) 20 (18) 20 (19) 20 (19) 20 (19)	第一条事件収及び指揮型20分別に係る 第20つともの対応状況 (2) 計算規則 (3) 計算規則 (3) 計算規則 (4) 計算組制 (4) 計算 (4) 計 (4) 計 (備考
基準律数及	波及び耐津波設計 る要求事項等】 数の繰り返しの襲 強の機能を確実に すること。 こついて担握する。	22 数 - 22	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 🛭	(1)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
4.6 本位定施に下上る原本などを指揮との確保性の 4.6 本位定施に下上る原本などを指揮との修習的に 4.6 本の定施に下上る原本などを指揮との影響的に 4.6 本の定施に下上る原本などを指揮との影響的に 4.6 本の定施に下上る原本などを指揮との影響的に 4.6 本の定施に下上る原本などを指揮との影響的に 4.6 本の定施に下上る原本などを指揮との影響的に 4.6 本の定施による権力を指揮を 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定施によるを 4.6 本の定が下に対して海本にと変な権を 4.6 本の定が下に対して海本にと変な権を分離で 4.6 本ののを下に対して海地に対して海地に対して海地に対して海地に対して 4.6 本ののを下に対して海本に対して海本に対して海本に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本に対して海本の原本ので 4.6 本ののを下に対して海本によれて海本のを 4.6 本ののを下に対して海本のが 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本のを 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対して海本ので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対してのが 4.6 本ののを下に対してのが 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対して他でを即にていてので 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本ののを下に対してのが 4.6 本ののを下に対してので 4.6 本のので 4.6 本のので 4	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド (東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 する。 網位計は、消波の上昇側の水低監視を目的に、	【確認内容】 (1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。 なお、後段規制(工事計画認可)においては、施設の す法、構造、強度及び支持性能(地盤強度、地盤安定 性)が要求事項に適合するものであることを確認す 私性並びにすべり及び転倒に対する技 をの構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵 もの構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵 が要求事項に適合するものであることを確認す も、が要求事項に適合するものであることを確認す も、が要求事項に適合するものであることを確認す も、が理なに対する対理を評価し、 を必得されていまる侵食及び洗掘に対する対 が発動に対する安定性を評価し、 をが時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津	1	

自崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
9 前途 (3.4(4)) のとおり地突後動性を安全側に多慮して、水化低下に (2) 前途 (3.4(4)) のとおり地突を動性を安全側に多慮して、水化低下に	#佐係る審査ガイド 兼海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 建設に対して津波防護機 (2) 以下の項目について,設定の考え方を示す。 なされることの見通しを (2) 以下の項目について,設定の考え方を示す。 ・ 常時衛重十地震衛重 ・ 常時衛重十地震衛重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十地震荷重 ・ 常時衛重十神震荷重 ・ 常時衛重十神震荷重 ・ 常時衛重十神震荷重 ・ 常時衛重十神震荷重 ・ 常時衛重十神震荷重 ・ 常時衛重十神震荷重 ・ 常時衛重十津波荷重 ・ 常時衛重十津波荷重	 	備考
(2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	基準律波及び耐津波設計方針 (2)設計方針の確認に加え、入力 能が十分保持できる設計が 得るため、以下の項目につい する。確認内容を以下に例示 (2)結重組合せ (3)弁験が考慮されているこ 者重知合せ:常時十津波、 (3)待重の設定 (4)弁験による荷重(波圧、 (5)社験により商辺地盤に液が設定される。 (5)地験により周辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により周辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により周辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により周辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により周辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により周辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により高辺地盤に液が が設定される。 (5)地験により高辺地盤に液 が設定される。 (5)地酸によりる場別には対する機構造物全体の変形能力(準	表情能及の解析が計争が明月/解析、 基準情後及の解析が計争が 審定がイドの要求事項 浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する と。	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	基準津波及び副律激設計力針に係る審技ガイド ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(A 2015年7月12日	

島根原子力発電所 2号炉	備考
を確認の認計に当た 2歳計事項 数の確り返し作用を検討すること等により、十分な を作る場といては、入 を作る者と、北下のとよった。 ない、、	備考

島根原子力発電所 2 号炉	備考
	備考
	3 余業荷属の考慮については、基準津液の後期の 方部に作い発生する「電性がある今業 (4度) に ついて、そのハザードを評価するともに、基準準 対しおいて発生する企業とへルを検討するともに、基準 所において発生する企業とへルを検討する方針で あることまた。当まの発生する企業していたは、各権 があることを考慮して全価に組み合わせる方 経験を行し、カウ(株)の部別の変形が可能体 経験を行し、かり、株)の部別の変形が可能を 発酵を有し、かり、株)の部別の変形が当該機造物 を、整備の入力率数に対する評のでは、一个は、一个 解析としていては、各権 がかることを必要していたは、非効の機が配し を、これの様との変形が高機能が を、これの他のの。 を、これの他のであるが、 等が、一次をは、 がが、大力には、 を、これの他のであるが、 を、 を、 がのが、 を、 がのが、 がのが、 がのが、 を、 がのがのが、 がのが、

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	基準洋波及び耐洋波設計方針に係る療金ガイド 「社法、構造、強度等が要求事項に適合するものである ことを確認する。 の最高を表することの記述して強減 の確認を要する設備しついては、設計方針の確認に加 ス、人力溶液に対して浸水的止機能が十分保持できる 設計方なされることの見通しを持ろしたが、非数別激結 設定 回標に対しては、が相当合本、が重の設定及び計算限製造 な人力を確認する。 の表示的止機能を保持すること)の項目についての 考え方を確認する。 (3) 没水防止機能を保持すること)の項目についての 考え方を確認する。 (4) 没水防止機能を保持すること)の項目についての 表対を確認する。 (5) 没水防止機能を保持すること)の項目についての 表対を確認する。 (6) 決水防止機能を保持すること)の項目についての またの場面を持続を持て、 (7) 決水防止機能の上が発発を接続していては構(施工方法を含む)の確認を要する 主体の資産 を設備の直接をお慮する。 ・地震が高 を設備の直接をお慮する。 ・地震が高 を設備の直接をお慮する。 ・地震が高 を設備の直接をお慮する。 ・地震が高 を設備の直接をお慮する。 ・地震が高 を設備の直接をお慮する。 ・地震が高 を設備の直接をおきる。 ・地震が高 を設備の直接をおきる。 ・地震が高 ・地震が音 ・地震が高 ・地に対しては関いを表 ・地域が高 ・地震が高 ・地域が高 ・地域		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
新作権政及が指揮政治十分的に係る確かガイド 物が協議の関係を表現されている。 「おおりの場合である。 「おおりの場合である。	本等体接及び耐性衰犯計方針に係る審をガイド (1) 指摘第二系電所 順神波記計方針との適合状況 (2) 要求を関して、 1 単級 (2) を 2 を 3 単級 (2) の 3 単級 (2) の 3 単級 (2) の 3 単級 (2) における要求事項等 (3) 1 単級 (3) 1 単級 (4) 1 単級		

拍崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(1) 原数との確認を確認して変かを対し、非接近関連を表面し、非接近関連を関すること。	基準接換及び個洋液設計方針に係る豪生力イド 原海海の二巻衛所 屋洋液設計方針との適合状況		

自崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(1) 前級 知知の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計・評価の方針及び条件 活政・事権の設計においる。 波力による侵食及び洗掘に対する抵 抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の副性にも 配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう 設計する。 (4) 海水貯留機の設計においては、基準地震動による地震力及び入力津 波に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、そ の構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべ リ及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の副性や構造境界間の 止水にも配慮した上で、入力津波による津波衛重や地震衛重等に対 して津波防護機能(海水貯留服)が十分に保持できる設計とする。 (2) 以下の項目について、設定の考え方を示す。 ① 南南南土・地震荷重、 津波荷重、端海衝突荷重の組合せを考慮する。 ② 常時荷重・地震荷重。 ② 常時荷重・地震荷重。 ② 常時荷重・神波荷重・漂海衝突右 (5) 第二次は、水中に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合性は考慮しな 響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しな 響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しな 響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しな 1.5。	二発電所 耐津波設計方針との適合状況 施設,浸水防止設備の設計及び漂流物に係る り,次に示す方針を満足していることを確認 改・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸 波力・波圧,洗掘力,浮力等)について,入 から十分な余裕を考慮して設定する。 トの地学的背景を踏まえ,余震の発生の可能 計する。 発生の可能性に応じて,余震による荷重と入 による荷重との組合せを考慮する。 様なの時刻歴波形に基づき,律波の繰返しの はなの時刻歴波形に基づき,律波の繰返しの は改の時刻歴との組合せを考慮する。 違波の時刻歴との組合せを考慮する。 違数の時刻歴との組合せを考慮する。 違数の時刻歴との組合せを考慮する。 違数の時刻歴との組合せを考慮する。 確認の時刻度といて検討すること。 重の設定、余震荷重の考慮及び津波の繰返し作 の砂定、分下に示す。 重の設定については、以下の不確かさを考慮 建改の数値計算上の不確かさ	海のながは、設置しない。	
5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件	基準律波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 神波防護施設、浸水防止設備の設計及び環流物に係る指 面の考慮、津波の繰り返し作用の考慮)を満足すること。 ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水 高、波力・波圧、沈細力、浮力等)について、入力津波 から十分な余裕を考慮して設定すること。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検 による作用が建設防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影 による作用が建設防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影 による作用が建設防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影 がよっかて、要求事項に適合する方 用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方 計数荷重の設定については、以下の不確かさを考慮 する。 ・カカ津波が有する多値計算上の不確かさ		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
日崎 刈羽発電所 6 号及び7 号が 耐津波設計方針との適合状況 (2) 荷重の設定 海水的電車 (以下のように設定する。	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 金 余農荷重と基準津波の荷重の組合せを考慮すべき 施設・設備の設計に当たっては、余農による地震荷重 を定義して考慮する。 ② 津波の繰返し作用の考慮については、編水、二次的 影響(砂移動等)による異積的な作用又は経時的な変 化が考えられる場合は、時刻墜波形に基づき、安全性 を有する検討をしている。具体的には、以下のとおり である。 ・ 基準違波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積につ いては、基準違波に伴う砂移動の数値シミュレー ションにおいて、津波の繰返しの襲来を考慮して いる。 ・ 基準違なに伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷 地近傍の寄せ波及び引き波の方向を分析した上 いる。 ・ 基準違数に伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷 地近傍の寄せ波及び引き波の方向を分析した上 で、漂流物の可能性を検討し、取水口の閉塞する ような漂流物は発生しないことを確認している。 ような漂流物は発生しないことを確認している。		
 基本体接及び翻洋液溶計力針に係る密力イド (国文名の電信 (東圧 新摩力)の設定に関して、考慮する知見(例 入注 国文名の電子計写の適用性。 ()	基準権及及び副権被設計方針に係る審査ガイド 上記)の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出 した不確かさの要因によるバラメータスタディ等に より、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方 針であること。 ②条葉荷重の考慮については、基準維致の被源の活動 に伴い落生する可能性がある余膜(地膜)について、 そのかずードを評価するとともに、基準維致の報源の活動 時間のうち最大人位変化を生起する時間帯において を考慮して安全側に指み合わする方と。また、当該余鍵レベルでよる値割する方針であること。 を考慮して安全側に組み合わせる方針であること。 の計数の繰り返し作用の多値については、各値設・設備 の入力構造に対する許容限界が当該構造物企体の変 形能力、係の刷り時の変形)に対して十分な余裕を有 し、かつ神波防護機能・浸水防止機能を保持するとし で設定されていれば、津波の繰り返し作用による直 核的な影響は無いものとみなせるが、編水、二次的影響(砂移動、漂流物等)によっとみなせるが、編水、二次的影響(砂移動、漂流物等)による異的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻種技形に基づい た、安全性を有する検討方針であること。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
こまたが日本地域の24年	新野体放及び創作業設別・力針に係る者女ガイド 5-4.2 類域物一多電子 (最終) (最終) (最終) (最終) (最終) (最終) (最終) (最終)		

羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	()	島根原子力発電所 2号炉	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
前崎刈羽発電所 6 号及び7 号炉 耐津波設計方針との適合状況 5.3 津波監視設備の設計 (要求事項等への対応方針) 津波監視設備については、津波監視カメラと取水槽水位計を設置する。 (工、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、 入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。 非效監視カメラは、7 号炉原子電程器上に設置された主排気筒の 1. 1. 5. 1. + 7m の位置に設置するため、非弦影響をおれて非接信筒の 1. 1. 5. 1. + 7m の位置に設置するため、非弦影響をおれて手持気筒の 1. 1. 5. 1. + 7m の位置に設置するため、非弦影響を受けるとは ない。一方、取水槽水位計は 1. 1. 5. 1. + 3. m の 6 号及び7 号炉の補 機取水槽の上部床面(タービン建屋海水熱交換器区域地下1 Bk 底面) に設置するものであり当該部における人力津波高さよりも低心への 設置となるが、当該設置エリア(原子炉油機冷却循水パンプエリア) は外郷防護と内郷防護により浸水の防止及び津波による影響からの 隔離を図っている。このため、取水槽水位計についても津波の影響 を受けることはない。 (2) 津波監視設備の設計においては以下のとおり、常時荷重及び地震荷 する。 (3) 津坡監視設備の設計においては以下のとおり、常時荷重と まな時街重土地震荷重土風荷重・積雪荷重。 (5) 常時荷重土地震荷重土風荷重・積雪荷重。 (6) 常時荷重土地震荷重 (7) 常時荷重土地震荷重 (8) 常時荷重土地震荷重			
5.3 津夜監視設備の設計 (長期基準における要求事項等] (大力 (

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
原作体及び循体放配計方針に係る審在ガイド 1) 保料資金。各級に活動作用している資金(自産等)を考慮する。 ii) 総合資金。			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
前極刈羽発電所6号及び7号が 耐津波設計方針との適合状況 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 [要求事項等への対応分割・評価に係る検討事項 [要求事項等への対応分割・計算の設計に係る措置に当たって、 建坡防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たって、 建坡防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たって、 に示す方針を端足していることを確認する。 ・ 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・波圧、 する。 ・ 分無力等)について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定 する。 ・ 分離を中の可能性に応じて分費による荷重と入力消波による荷重と ・ 入力津波の場をしている。			
基準津波及び耐速設計力針に係る審査ガイド 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る統計率項 (規制 建設防護施設・浸水防止設備等の設計における検討事項 (規制 建設防護施設・浸水防止設備等の設計における検討事項 (規制 建設防護施設・浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、 水に示す方針(津波防電心。金震荷重の考慮・津波の繰り返し作用の 考慮)を満足すること。 ・ 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高, 波力・波圧, 心相力, 浮力等)について、人力津波から十分な全着を考慮して設定すること。 ・ 全を表慮すること。 ・ 全要発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による作用が津 独内を発展すること。 ・ 大力排波の時刻度波形に基づき・津波の繰り返し作用の考慮のそれ ・ 表度発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による作用が津 波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。 (1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれ ・ 大力津波が有する数値計算上の不確かさる考慮する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。 (3) 津波荷の設定については、以下の不確かさる考慮する方針であることを確認・設備が立めの機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置 に考慮する系治の程度を検討する方針であること。 に考慮する系治の程度を検討する方針であること。			

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
# 相応刈羽発電所 6 号及び7 号炉 副津波設計方針との適合状況			
基準維及及び耐速波引力針に係る審査ガイド 5.4.2 漂流物による波及的影響の検討 (環制基準における要求事項等) 清波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置 発物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防衛建等の津波防護 が臨股、投資の経費の可能性がある場合には、防衛建等の津波防護 が臨股・投資・設備への影響防止措置を施すこと。 (2) 製計的202 と と の に			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
高本は3年世紀聖福を担任、20年の20年の年の20年の20年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12			